

千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（土工）（以下「ICT土工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 ICT土工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、ICT土工の施工に伴い生じた経費については、発注機関がICT活用工事（土工）核算要領に基づき核算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げるICT技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として土工量1,000m³以上の河川土工、道路土工、海岸土工又は砂防土工を含む工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 河川土工、海岸土工、砂防土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p>②適用対象外 従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 ICT土工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階においてICT施工技術を活用する工事とする。</p>	<p>ICT土工</p> <p>千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（土工）（以下「ICT土工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 ICT土工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、ICT土工の施工に伴い生じた経費については、発注機関がICT活用工事核算要領に基づき核算した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として土工量1,000m³以上の河川土工、道路土工、海岸土工又は砂防土工を含む工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。 発注者は特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 河川土工、海岸土工、砂防土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p>②適用対象外 従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 ICT土工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階においてICT施工技術を活用する工事とする。</p> <p>①3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事</p>	(削除)

千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記①～⑧）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>前記①の起工測量データと、発注者が賛同する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>前記②の3次元設計データを用い、下記①）により施工を実施する。 但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>前記③による工事の施工管理において、下記（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>（1）出来形管理</p> <p>下記①～⑩）から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 11) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 <p>（2）品質管理</p> <p>下記①）を用いた品質管理を行うものとする。</p>	<p>ICT 土工</p> <p>での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>前記①の起工測量データと、発注者が賛同する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>前記②の3次元設計データを用い、下記①）により施工を実施する。 但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>前記③による工事の施工管理において、下記（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>（1）出来形管理</p> <p>下記①～⑪）から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 11) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 <p>（2）品質管理</p> <p>下記①）を用いた品質管理を行うものとする。</p>	(追加)

千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>8) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）</p> <p>9) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）</p> <p>10) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>(2) 品質管理</p> <p>下記①) を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>①) TS・GNSSを用いた総合的回数管理</p> <p>ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。</p> <p>⑤) 3次元データの納品</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 簡易型ICT活用工事</p> <p>ICT土工のうち、4の①及び③については、受注者の希望により実施を選択し、4の②、④及び⑤を必須として実施した工事を「簡易型ICT活用工事」とする。</p> <p>6 委頼、基準類</p> <p>ICT土工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての委頼、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>受注者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床端）にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>7 工事成績評定</p> <p>ICT土工を実施した場合は、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」において、以下のいずれかに該当する項目で評価するものとする。</p> <p>①) ①) 3次元起工測量から⑤) 3次元データの納品までの全ての段階でICTを活用した工事は、2点加点とする。</p> <p>②) 簡易型ICT活用工事の場合は、1点加点とする。</p> <p>8 工事費の積算</p> <p>発注にあたっての積算は、当初はICTによらない従来の積算基準によるものとし、ICT土工等について受発注者間の協議が整った場合は、ICT活用施工を実施する項目については各段階で設計変更を実施するものとする。</p> <p>また、従来基準による2次元の設計ストック等により発注し、ICT土工等について受発注者間の協議が整った場合は、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と</p>	<p>ICT 土工</p> <p>1) TS・GNSSを用いた総合的回数管理</p> <p>ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。</p> <p>⑤) 3次元データの納品</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 簡易型ICT活用工事</p> <p>ICT土工のうち、4の①及び③については、受注者の希望により実施を選択し、4の②、④及び⑤を必須として実施した工事を「簡易型ICT活用工事」とする。</p> <p>6 委頼、基準類</p> <p>ICT土工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての委頼、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>受注者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床端）にICT施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>7 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>7-1 総合評価方式における加点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本要領に基づきICT施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 - 簡易型ICT活用工事では評価しない。 - ICT活用工事の工種（例：「ICT土工」、「ICT築装工」、「ICT地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、ICT施工技術を活用する場合に評価の対象とする。 <p>7-2 工事成績評定における措置</p> <p>ICT活用施工を実施した場合、発注方式に限らず、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「ICT活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事は2点の加点とする。</p> <p>簡易型ICT活用工事の場合は、1点の加点とする。</p> <p>・施工者希望型</p> <p>一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの中請に基づきICT活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。</p> <p>一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p> <p>(追加)</p>

千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																										
<p>認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>9 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 この要領は、平成29年8月1日から施行する。 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td>UAVを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>2</td><td>電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr><td>3</td><td>LandXML 2.1に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)</td></tr> <tr><td>4</td><td>地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>5</td><td>公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）</td></tr> <tr><td>6</td><td>無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr><td>7</td><td>土木工事数量算出要領（案）（施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）を含む）</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定総括表）</td></tr> <tr><td>9</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>10</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>11</td><td>ステレオ写真測量（地上移動体）による土工の出来高算出要領（案）</td></tr> <tr><td>12</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>13</td><td>TS（ゾーリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>14</td><td>RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>15</td><td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>16</td><td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>17</td><td>TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）</td></tr> <tr><td>18</td><td>3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案） 土工編</td></tr> <tr><td>19</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>20</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>21</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> </table>	1	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）	2	電子納品要領（工事及び設計）	3	LandXML 2.1に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)	4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）	5	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）	6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	7	土木工事数量算出要領（案）（施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）を含む）	8	土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定総括表）	9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	11	ステレオ写真測量（地上移動体）による土工の出来高算出要領（案）	12	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	13	TS（ゾーリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	14	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	15	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	16	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	17	TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）	18	3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案） 土工編	19	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	20	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	21	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	<p style="text-align: center;">ICT 土工</p> <p>ICT活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>8 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 現行基準による2次元の設計スケッチ等により発注し、ICT土工等について受発注者間の協議が整った場合は、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。ICT活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT活用工事積算要領を指す。</p> <p>9 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。 この要領は、平成29年8月1日から施行する。 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(変更追加)</p>
1	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）																																											
2	電子納品要領（工事及び設計）																																											
3	LandXML 2.1に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)																																											
4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）																																											
5	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）																																											
6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領																																											
7	土木工事数量算出要領（案）（施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）を含む）																																											
8	土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定総括表）																																											
9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
11	ステレオ写真測量（地上移動体）による土工の出来高算出要領（案）																																											
12	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
13	TS（ゾーリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
14	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
15	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
16	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																											
17	TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）																																											
18	3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案） 土工編																																											
19	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																											
20	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																											
21	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																											

千葉県県土整備部ICT活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																																																																																																									
<p>22 TS(ジンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>23 RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>24 飛人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>25 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>26 TS - GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（案）</p> <p>27 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）</p> <p>28 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>29 ICT活用工事（土工）積算要領（令和2年4月1日以降適用） （ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙一-6））</p> <p>30 ICT活用工事（河床等掘削）積算要領（令和2年4月1日以降適用） （ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙1-4））</p> <p>※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。</p> <p>※ 最新版が発行された場合は、監督職員と協議のうえ適用できるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">ICT 土工</p> <p>別表</p> <p>（表：ICT活用工事と適用工（その1））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">技術</th> <th style="text-align: center;">検査方法</th> <th style="text-align: center;">検査時間</th> <th style="text-align: center;">測量</th> <th style="text-align: center;">監督</th> <th style="text-align: center;">監督・検査 施工監視</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>空中写真測量（飛人航空機）利用による三次元測量 ／土工監査用機材（土工）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○, ○ 監, 検, 土工</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>地上レーザースキャナ利用による三次元測量 ／土工監査用機材（土工）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○, ○ 監, 検, 土工</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>TS-GNSS方式を利用した三次元測量／出来形管理 機材（土工）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>土工 三次元監査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>TS（ジンブリ方式）を用いた施工測量 ／土工監査用機材（土工）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>ドローン飛行を用いた三次元測量／出来形管理 機材（4K）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>飛人航空機搭載レーザースキャナーを用いた三次元測量／出来形管理（土工）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○, ○ 監, 検, 土工</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>地上移動体搭載レーザースキャナーを用いた三次元測量／出来形管理（土工）</td> <td>測量 三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>測量用機材利用による三次元測量</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>三次元監査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>施工測量データを用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）</td> <td>三次元測量 三次元監査</td> <td>ICT 測量機材</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○, ○ 監, 検, 土工 三次元監査 三次元監視</td> <td>土工 三次元監査 三次元監視</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>TS（ジンブリ方式）を用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）</td> <td>三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>三次元監査 三次元監視</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>ドローン飛行を用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）</td> <td>三次元測量 三次元監査</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>三次元監査 三次元監視</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>ICT 調査機材 （土工監査）</td> <td>走行計測 測量 監査 三次元 測量監査</td> <td>ICT 測量機材</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>3次元マレントローラー型 トネコンディショナ機材</td> <td>測量 三次元 測量監査</td> <td>ICT 測量機材</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>3次元計測装置 （施工工事）</td> <td>TSによる三次元計測 三次元監査</td> <td>三次元測量 三次元監査</td> <td>ICT 測量機材</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○, ○ 監, 検</td> <td>土工</td> </tr> </tbody> </table>	番号	技術	検査方法	検査時間	測量	監督	監督・検査 施工監視	備考	1	空中写真測量（飛人航空機）利用による三次元測量 ／土工監査用機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工	土工	2	地上レーザースキャナ利用による三次元測量 ／土工監査用機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工	土工	3	TS-GNSS方式を利用した三次元測量／出来形管理 機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工 三次元監査	4	TS（ジンブリ方式）を用いた施工測量 ／土工監査用機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工	5	ドローン飛行を用いた三次元測量／出来形管理 機材（4K）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工	6	飛人航空機搭載レーザースキャナーを用いた三次元測量／出来形管理（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工	土工	7	地上移動体搭載レーザースキャナーを用いた三次元測量／出来形管理（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工	8	測量用機材利用による三次元測量	測量	—	○	○	○, ○ 監, 検	三次元監査	9	施工測量データを用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）	三次元測量 三次元監査	ICT 測量機材	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工 三次元監査 三次元監視	土工 三次元監査 三次元監視	10	TS（ジンブリ方式）を用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）	三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	三次元監査 三次元監視	11	ドローン飛行を用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）	三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	三次元監査 三次元監視	12	ICT 調査機材 （土工監査）	走行計測 測量 監査 三次元 測量監査	ICT 測量機材	○	○	—	—	13	3次元マレントローラー型 トネコンディショナ機材	測量 三次元 測量監査	ICT 測量機材	○	○	—	—	14	3次元計測装置 （施工工事）	TSによる三次元計測 三次元監査	三次元測量 三次元監査	ICT 測量機材	○	○	○, ○ 監, 検	土工	(変更)
番号	技術	検査方法	検査時間	測量	監督	監督・検査 施工監視	備考																																																																																																																				
1	空中写真測量（飛人航空機）利用による三次元測量 ／土工監査用機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工	土工																																																																																																																				
2	地上レーザースキャナ利用による三次元測量 ／土工監査用機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工	土工																																																																																																																				
3	TS-GNSS方式を利用した三次元測量／出来形管理 機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工 三次元監査																																																																																																																				
4	TS（ジンブリ方式）を用いた施工測量 ／土工監査用機材（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工																																																																																																																				
5	ドローン飛行を用いた三次元測量／出来形管理 機材（4K）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工																																																																																																																				
6	飛人航空機搭載レーザースキャナーを用いた三次元測量／出来形管理（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工	土工																																																																																																																				
7	地上移動体搭載レーザースキャナーを用いた三次元測量／出来形管理（土工）	測量 三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	土工																																																																																																																				
8	測量用機材利用による三次元測量	測量	—	○	○	○, ○ 監, 検	三次元監査																																																																																																																				
9	施工測量データを用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）	三次元測量 三次元監査	ICT 測量機材	○	○	○, ○, ○ 監, 検, 土工 三次元監査 三次元監視	土工 三次元監査 三次元監視																																																																																																																				
10	TS（ジンブリ方式）を用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）	三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	三次元監査 三次元監視																																																																																																																				
11	ドローン飛行を用いた三次元測量／出来形管理 機材（施工工事）	三次元測量 三次元監査	—	○	○	○, ○ 監, 検	三次元監査 三次元監視																																																																																																																				
12	ICT 調査機材 （土工監査）	走行計測 測量 監査 三次元 測量監査	ICT 測量機材	○	○	—	—																																																																																																																				
13	3次元マレントローラー型 トネコンディショナ機材	測量 三次元 測量監査	ICT 測量機材	○	○	—	—																																																																																																																				
14	3次元計測装置 （施工工事）	TSによる三次元計測 三次元監査	三次元測量 三次元監査	ICT 測量機材	○	○	○, ○ 監, 検	土工																																																																																																																			

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																																								
	<p style="text-align: center;">ICT 土工</p> <p style="text-align: center;">《表. ICT 活用工事と適用工種（その2）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">【既存車線等一覧】</td> </tr> <tr> <td>① ② 表示計測装置等（以下「表示計測装置等」）による土工編</td> <td>⑤ 地上等高測量（導入範囲確認）による土工編の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>③ 地上空レーダースキャナを用いた測定装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>④ 他人軌道建設監視用レーダースキャナを用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地上移動車線監視用レーダースキャナを用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑦ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑧ TGS-240S を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑨ TGS-240S を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑩ 土質改良装置等による地盤改良の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑪ 土質改良装置等による地盤改良の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑫ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑬ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑭ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑮ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑯ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑰ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑱ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑲ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>⑳ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>⑳ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉑ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉑ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉒ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉒ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉓ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉔ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉕ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉖ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉗ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉘ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉙ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉚ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉛ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉛ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉜ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉜ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉝ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉝ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉞ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉞ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉟ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> <td>㉟ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）</td> </tr> <tr> <td>㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置</td> <td>㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置</td> </tr> <tr> <td>㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置</td> <td>㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置</td> </tr> <tr> <td>㉟ 地上飛行機の飛行に関する土工の施設監視装置</td> <td>㉟ 地上飛行機の飛行に関する土工の施設監視装置</td> </tr> <tr> <td>㉟ 公共施設におけるUAV の飛行に関する安全基準・地上飛行規則</td> <td>㉟ 公共施設におけるUAV の飛行に関する安全基準・地上飛行規則</td> </tr> <tr> <td>㉟ UAV を用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）</td> <td>㉟ UAV を用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）</td> </tr> <tr> <td>㉟ 地上レーダースキャナを用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）</td> <td>㉟ 地上レーダースキャナを用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【表解】 ◎：透明可能 - : 透明外</p> <p style="text-align: center;">備考欄 ICT 活用工事（土工）検査要領（令和4年度） 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sagoseiseku/constplan/sosai_constplan_tk_000051.html</p>	【既存車線等一覧】		① ② 表示計測装置等（以下「表示計測装置等」）による土工編	⑤ 地上等高測量（導入範囲確認）による土工編の監督・検査要領（土工編）	③ 地上空レーダースキャナを用いた測定装置の監督・検査要領（土工編）	④ 他人軌道建設監視用レーダースキャナを用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑥ 地上移動車線監視用レーダースキャナを用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑦ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑧ TGS-240S を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑨ TGS-240S を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑩ 土質改良装置等による地盤改良の監督・検査要領（土工編）	⑪ 土質改良装置等による地盤改良の監督・検査要領（土工編）	⑫ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑬ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑭ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑮ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑯ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑰ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑱ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑲ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑳ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑳ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉑ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉑ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉒ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉒ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉓ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉔ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉕ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉖ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉗ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉘ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉙ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉚ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉛ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉛ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉜ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉜ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉝ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉝ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉞ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉞ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉟ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉟ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置	㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置	㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置	㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置	㉟ 地上飛行機の飛行に関する土工の施設監視装置	㉟ 地上飛行機の飛行に関する土工の施設監視装置	㉟ 公共施設におけるUAV の飛行に関する安全基準・地上飛行規則	㉟ 公共施設におけるUAV の飛行に関する安全基準・地上飛行規則	㉟ UAV を用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）	㉟ UAV を用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）	㉟ 地上レーダースキャナを用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）	㉟ 地上レーダースキャナを用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）	(変更)
【既存車線等一覧】																																																										
① ② 表示計測装置等（以下「表示計測装置等」）による土工編	⑤ 地上等高測量（導入範囲確認）による土工編の監督・検査要領（土工編）																																																									
③ 地上空レーダースキャナを用いた測定装置の監督・検査要領（土工編）	④ 他人軌道建設監視用レーダースキャナを用いた土工編の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑥ 地上移動車線監視用レーダースキャナを用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑦ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑧ TGS-240S を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑨ TGS-240S を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑩ 土質改良装置等による地盤改良の監督・検査要領（土工編）	⑪ 土質改良装置等による地盤改良の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑫ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑬ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑭ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）	⑮ TS 等先端方式を用いた土工編の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑯ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑰ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑱ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑲ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
⑳ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	⑳ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉑ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉑ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉒ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉒ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉓ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉔ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉕ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉖ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉗ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉘ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉙ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉚ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉛ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉛ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉜ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉜ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉝ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉝ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉞ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉞ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉟ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）	㉟ 地下構造物監視用センサによる監視装置の監督・検査要領（土工編）																																																									
㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置	㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置																																																									
㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置	㉟ TS-CNS55 を用いた土工の施設監視装置																																																									
㉟ 地上飛行機の飛行に関する土工の施設監視装置	㉟ 地上飛行機の飛行に関する土工の施設監視装置																																																									
㉟ 公共施設におけるUAV の飛行に関する安全基準・地上飛行規則	㉟ 公共施設におけるUAV の飛行に関する安全基準・地上飛行規則																																																									
㉟ UAV を用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）	㉟ UAV を用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）																																																									
㉟ 地上レーダースキャナを用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）	㉟ 地上レーダースキャナを用いた公的測量マニュアル（第一回土地測量規則）																																																									

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 土工</p> <p>(特記仕様書記載例)※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT活用工事（土工）について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査・施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。 この工事の施工にあたっての一般的事項は、「千葉県県土整備部ICT活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。また「ICT土工」という略称を用いる。 対象は、土工を含む工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 <p>3. 受注者は、土工以外にも、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）においてICT施工技術を活用できる。ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。</p> <p>4. ICT活用工事（土工）のうち、上記2の①～⑤については、受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤を必須として実施した工事を「簡易型ICT活用工事」とする。また、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. ICT土工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成されたCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事（土工）を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記2で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工程施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>8. 受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T-S.GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂面抽</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 土工</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>法又はR・計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わること、また、路床と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する総回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、適用しなくてもよいものとする。</p> <p>9. 受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p> <p>10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（土工）における適用（用語の定義）について</p> <p>1. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（土工）の費用について</p> <p>1. 受注者が、契約後施工計画書の提出までに、ICT 活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事（土工）積算要領」及び「ICT 土工以外の積算要領」により計上することとする。</p> <p>ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。</p> <p>2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p> </div> <p>(追加)</p>	

千葉県県土整備部 ICT 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部 ICT 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（土工1,000m³未満）（以下「ICT土工1,000m³未満」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 ICT土工1,000m³未満は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、ICT土工1,000m³未満の施工に伴い生じた経費については、発注機関がICT活用工事積算基準に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げるICT技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。 ICT活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として土工量1,000m³未満の河川土工、海岸土工又は道路土工を含む工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象となることを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 河川土工、海岸土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p>②適用対象外 従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p>	<p>千葉県県土整備部 ICT 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（土工1,000m³未満）（以下「ICT土工1,000m³未満」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 ICT土工1,000m³未満は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、ICT土工1,000m³未満の施工に伴い生じた経費については、発注機関がICT活用工事積算基準に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 ICT活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として土工量1,000m³未満の河川土工、海岸土工又は道路土工を含む工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象となることを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 河川土工、海岸土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p>②適用対象外 従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 ICT土工1,000m³未満とは、以下に掲げる①から③の全ての段階においてICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。</p> <p>①起工測量（選択） 起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量</p>	ICT 土工 1,000m ³ 未満 (削除)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>4 定義</p> <p>I C T 土工 1,000m³ 未満とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階において I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。</p> <p>①起工測量（選択）</p> <p>起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記 1) ~ 8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) R T K - G N S S を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量 <p>②3次元設計データ作成</p> <p>前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③I C T 建設機械による施工</p> <p>前記②で作成した3次元設計データを用い、下記 1) により施工を実施する。</p> <p>但し、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 3次元 MG 建設機械 ※ MG : 「マシンガイダンス」の略称 <p>④3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>前記③による工事の施工管理において、下記（1）に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>（1）出来形管理</p> <p>下記 1) ~ 13) から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) モバイル端末を用いた出来形管理 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 5) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 6) R T K - G N S S を用いた出来形管理 7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <p>⑤3次元データの納品</p>	<p>I C T 土工 1,000m³ 未満</p> <p>データを取得するため、下記 1) ~ 8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) R T K - G N S S を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量 <p>②3次元設計データ作成</p> <p>前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③I C T 建設機械による施工</p> <p>前記②で作成した3次元設計データを用い、下記 1) により施工を実施する。</p> <p>但し、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 3次元 MG 建設機械 ※ MG : 「マシンガイダンス」の略称 <p>④3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>前記③による工事の施工管理において、下記（1）に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>（1）出来形管理</p> <p>下記 1) ~ 13) から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) モバイル端末を用いた出来形管理 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 5) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 6) R T K - G N S S を用いた出来形管理 7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 11) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 12) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工橋）（案）（土工） 13) その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理 <p>⑤3次元データの納品</p>	

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 11) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 12) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工編）（案）（土工） 13) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ⑤3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 簡易型 I C T 活用工事 I C T 土工 1,000m³ 未満のうち、4の①及び③については、受注者の希望により実施を選択し、4の②、④及び⑤を必須として実施した工事を「簡易型 I C T 活用工事」とする。</p> <p>6 妥領、基準類 I C T 土工 1,000m³ 未満の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工、監督・検査及び積算についての妥領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。 受注者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床板）に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>7 工事成績評定 I C T 活用工事を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「I C T 活用工事加点」として起工測量（選択）から電子納品までの全ての段階で I C T を活用した工事（出来形計測は断面計測）は1点の加点とする。出来形計測を面計測で実施し電子納品を行った工事は更に1点の加点とする。 ※ I C T 活用による加点は最大2点の加点とする。 簡易型 I C T 活用工事の場合は、1点加点とする。</p> <p>8 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により I C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 また、I C T 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議</p>	<p style="text-align: right;">ICT 土工 1,000m³ 未満</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 簡易型 I C T 活用工事 I C T 土工 1,000m³ 未満のうち、4の①及び③については、受注者の希望により実施を選択し、4の②、④及び⑤を必須として実施した工事を「簡易型 I C T 活用工事」とする。</p> <p>6 妥領、基準類 I C T 土工 1,000m³ 未満の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工、監督・検査及び積算についての妥領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。 受注者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床板）に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>7 I C T 活用工事実施の推進のための措置 7-1 総合評価方式における加点措置 ・本要領に基づき I C T 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 ・簡易型 I C T 活用工事では評価しない。 ・I C T 活用工事の工程（例：「I C T 土工」、「I C T 鋼装工」、「I C T 地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、I C T 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。</p> <p>7-2 工事成績評定における措置 I C T 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「I C T 活用工事加点」として起工測量（選択）から電子納品までの全ての段階で I C T を活用した工事（出来形計測は断面計測）は1点の加点とする。出来形計測を面計測で実施し電子納品を行った工事は更に1点の加点とする。 簡易型 I C T 活用工事の場合は、1点の加点とする。 ※ I C T 活用による加点は最大2点の加点とする。</p> <p>・施工者希望型 一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づき I C T 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。 一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「I C T 活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p> <p>(追加)</p>

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																		
<p>において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更計上するものとする。</p> <p>発注者は、詳細設計において、ICT活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。</p> <p>9 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">調査</td><td>1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr><td></td><td>2 公共測量における UAV の使用に関する安全基準</td></tr> <tr><td style="border-top: none;">測量</td><td>3 UAV を用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td style="border-top: none;">設計</td><td>4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td></td><td>5 電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr><td></td><td>6 LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)</td></tr> <tr><td style="border-top: none;">施工</td><td>7 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編</td></tr> <tr><td></td><td>8 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川護岸工編</td></tr> <tr><td></td><td>9 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編</td></tr> <tr><td></td><td>10 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編</td></tr> <tr><td></td><td>11 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編</td></tr> <tr><td></td><td>12 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー押拌工）編</td></tr> <tr><td></td><td>13 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編</td></tr> <tr><td></td><td>14 TS-GNSS を用いた盛土の締固め管理要領</td></tr> <tr><td></td><td>15 土木工事数量算出要領（案）</td></tr> <tr><td></td><td>16 土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定総括表）</td></tr> <tr><td style="border-top: none;">監督</td><td>17 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> </table>	調査	1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領		2 公共測量における UAV の使用に関する安全基準	測量	3 UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	設計	4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）		5 電子納品要領（工事及び設計）		6 LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)	施工	7 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編		8 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川護岸工編		9 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編		10 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編		11 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編		12 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー押拌工）編		13 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編		14 TS-GNSS を用いた盛土の締固め管理要領		15 土木工事数量算出要領（案）		16 土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定総括表）	監督	17 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	<p style="text-align: center;">ICT 土工 1,000m³未満</p> <p>8 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>また、ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。</p> <p>発注者は、詳細設計において、ICT活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。ICT活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT活用工事積算要領を指す。</p> <p>9 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	(変更追加)
調査	1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領																																			
	2 公共測量における UAV の使用に関する安全基準																																			
測量	3 UAV を用いた公共測量マニュアル（案）																																			
設計	4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）																																			
	5 電子納品要領（工事及び設計）																																			
	6 LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)																																			
施工	7 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編																																			
	8 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川護岸工編																																			
	9 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編																																			
	10 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編																																			
	11 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編																																			
	12 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー押拌工）編																																			
	13 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編																																			
	14 TS-GNSS を用いた盛土の締固め管理要領																																			
	15 土木工事数量算出要領（案）																																			
	16 土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定総括表）																																			
監督	17 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																			

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日		令和5年5月1日 改定	備考																																		
		ICT 土工 1,000m ³ 未満																																			
	<p>18 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>19 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>20 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>21 TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>22 TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>23 RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>24 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</p> <p>25 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）</p> <p>26 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）</p> <p>27 TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）</p> <p>28 TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）</p> <p>29 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表面安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）</p> <p>30 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー投拌工）編）（案）</p> <p>31 3 次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）</p> <p>32 TS - GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（案）</p> <p>33 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（案）</p> <p>積算 34 「ICT 活用工事（土工 1,000m³未満）積算要領」 （令和4年4月1日以降適用） （ICT の全般的な活用の推進に関する実施方針（別紙—3-1））</p>	<p>《表. ICT活用工事と適用工種（その2）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">18.地上型レーザー</td> <td>① 地上型レーザーを用いた出来形管理要領（第）土工編</td> </tr> <tr> <td>19.無人航空機搭載型</td> <td>② 無人航空機搭載型（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td> </tr> <tr> <td>20.地上移動体搭載型</td> <td>③ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td> </tr> <tr> <td>21.TS等光波方式</td> <td>④ 無人飛行機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td> </tr> <tr> <td>22.TS（ハンガリ）</td> <td>⑤ 地上移動型測深機器レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）</td> </tr> <tr> <td>23.RTK-GNSS</td> <td>⑥ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td> </tr> <tr> <td>24.施工履歴データ</td> <td>⑦ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td> </tr> <tr> <td>25.音響測深機器</td> <td>⑧ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）</td> </tr> <tr> <td>26.施工履歴データ</td> <td>⑨ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）</td> </tr> <tr> <td>27.TS等光波方式</td> <td>⑩ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編</td> </tr> <tr> <td>28.TS等光波方式</td> <td>⑪ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編</td> </tr> <tr> <td>29.施工履歴データ</td> <td>⑫ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編</td> </tr> <tr> <td>30.施工履歴データ</td> <td>⑬ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編</td> </tr> <tr> <td>31.3次元計測技術</td> <td>⑭ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）</td> </tr> <tr> <td>32.TS-GNSS</td> <td>⑮ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）</td> </tr> <tr> <td>33.地上写真測量</td> <td>⑯ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）</td> </tr> <tr> <td>積算 34</td> <td>⑰ 地上写真測量マニュアル（第）－国土地籍版 ⑱ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理マニュアル（第）－国土地籍版</td> </tr> </table>	18.地上型レーザー	① 地上型レーザーを用いた出来形管理要領（第）土工編	19.無人航空機搭載型	② 無人航空機搭載型（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	20.地上移動体搭載型	③ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	21.TS等光波方式	④ 無人飛行機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	22.TS（ハンガリ）	⑤ 地上移動型測深機器レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）	23.RTK-GNSS	⑥ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	24.施工履歴データ	⑦ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	25.音響測深機器	⑧ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）	26.施工履歴データ	⑨ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）	27.TS等光波方式	⑩ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編	28.TS等光波方式	⑪ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編	29.施工履歴データ	⑫ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編	30.施工履歴データ	⑬ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編	31.3次元計測技術	⑭ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）	32.TS-GNSS	⑮ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）	33.地上写真測量	⑯ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）	積算 34	⑰ 地上写真測量マニュアル（第）－国土地籍版 ⑱ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理マニュアル（第）－国土地籍版	(変更)
18.地上型レーザー	① 地上型レーザーを用いた出来形管理要領（第）土工編																																				
19.無人航空機搭載型	② 無人航空機搭載型（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																				
20.地上移動体搭載型	③ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																				
21.TS等光波方式	④ 無人飛行機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																				
22.TS（ハンガリ）	⑤ 地上移動型測深機器レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）																																				
23.RTK-GNSS	⑥ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																				
24.施工履歴データ	⑦ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																				
25.音響測深機器	⑧ TS（ハンガリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）																																				
26.施工履歴データ	⑨ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）																																				
27.TS等光波方式	⑩ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編																																				
28.TS等光波方式	⑪ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編																																				
29.施工履歴データ	⑫ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編																																				
30.施工履歴データ	⑬ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（第）土工編																																				
31.3次元計測技術	⑭ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）																																				
32.TS-GNSS	⑮ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）																																				
33.地上写真測量	⑯ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領（第）																																				
積算 34	⑰ 地上写真測量マニュアル（第）－国土地籍版 ⑱ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理マニュアル（第）－国土地籍版																																				

* 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。

* 最新版が発行された場合は、監督職員と協議のうえ適用できるものとする。

横断面積：ICT 活用工事（土工 1,000m³未満）積算要領（令和4年版）

国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/corstoplan/sossei_corstoplan_ik_000051.html

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 土工 1,000m³ 未満</p> <p>（特記仕様書記載例）※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の調査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。 この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 土工 1,000m³ 未満」という略称を用いる。 対象は、土工を含む工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 起工測量（選択） ② 3次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 <p>3. 受注者は、土工 1,000m³ 以外にも、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）において ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。</p> <p>4. ICT 活用工事のうち、上記 2 の①、③については、発注者へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に適用する工事を「簡易型 ICT 活用工事」とする。また、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 上記 2、①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が購入すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成された CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記 2、①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工程施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工1,000m³未満）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 土工 1,000m³ 未満</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>8. 受注者は、当該技術の施工にあたり活用効果等（アンケート）に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p> <p>9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）における適用（用語の定義）について</p> <p>1. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が画面により承認した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）の費用について</p> <p>1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工及び土工以外の工事に関するICT 活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）積算要領」及び「ICT 土工 1,000m³ 未満以外の積算要領」により計上することとする。</p> <p>ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。</p> <p>2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p> </div>	<p>(追加)</p>

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（小規模土工）（以下「I C T 小規模土工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 小規模土工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 小規模土工の施工に伴い生じた経費については、発注機関がI C T 活用工事積算額に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げるI C T 技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。 I C T 活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、I C T 活用工事として事後設定できるものとし、I C T 活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として設計数量に関わらず、対象工種は工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がI C T 活用工事の対象となることを記載する。 ※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。 ・1箇所当たりの施工土量が 100m³ 程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業 ・1箇所当たりの施工土量が 100m³ 程度まで、又は平均施工幅 1 m 未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破砕積込（舗装厚 5 cm 以内）、運搬作業 また、通用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。 なお、「1箇所当たり」とは目的物（構造物・細削等）1箇所当たりのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。</p> <p>1) 河川土工、海岸土工 ・掘削工 2) 道路土工 ・掘削工 ②適用対象外 ③適用対象外</p> <p>1) 河川土工、海岸土工 ・掘削工 2) 道路土工 ・掘削工 ②適用対象外</p>	<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）（以下「I C T 土工 1,000m³ 未満」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 土工 1,000m³ 未満は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 土工 1,000m³ 未満の施工に伴い生じた経費については、発注機関がI C T 活用工事積算額に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 I C T 活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、I C T 活用工事として事後設定できるものとし、I C T 活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として土工量 1,000m³ 未満の河川土工、海岸土工又は道路土工を含む工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がI C T 活用工事の対象となることを記載する。</p> <p>1) 河川土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工</p> <p>②適用対象外 従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 土工 1,000m³ 未満とは、以下に掲げる①から③の全ての段階においてI C T 施工技術を活用することをI C T 活用工事とする。 ①起工測量（選択） 起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量</p>	<p>ICT 土工 1,000m³ 未満</p> <p>(削除)</p>

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>従来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 小規模土工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階において I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。</p> <p>①起工測量（選択） 起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記 1) ~ 8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSS を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量 <p>②3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③I C T 建設機械による施工 前記②で作成した3次元設計データを用い、下記 1) により施工を実施する。 但し、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。 1) 3次元 MG 建設機械 ※MG : 「マシンガイドンス」の略称</p> <p>④3次元出来形管理等の施工管理 前記③による工事の施工管理において、下記（1）に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>（1）出来形管理 下記 1) ~ 13) から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) モバイル端末を用いた出来形管理 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 5) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 6) RTK-GNSS を用いた出来形管理 7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 	<p style="text-align: center;">ICT 小規模土工</p> <p>I C T 小規模土工とは、以下に掲げる③から⑤の全ての段階において I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事とする。</p> <p>①起工測量（選択） 起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記 1) ~ 8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSS を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量 <p>②3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③I C T 建設機械による施工 前記②で作成した3次元設計データを用い、下記 1) により施工を実施する。 但し、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。</p> <p>1) 3次元 MG 建設機械 ※MG : 「マシンガイドンス」の略称</p> <p>④3次元出来形管理等の施工管理 前記③による工事の施工管理において、下記（1）に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>（1）出来形管理 下記 1) ~ 13) から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) モバイル端末を用いた出来形管理 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 5) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 6) RTK-GNSS を用いた出来形管理 7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 	

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>5) ボーリング（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 6) RTK-GNSSを用いた出来形管理 7) 無人航空機搭載型レーザースキナーナーを用いた出来形管理 8) 地上移動体搭載型レーザースキナーナーを用いた出来形管理 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工） 11) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 12) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工編）（案）（土工） 13) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ⑤3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 基準類 I C T 小規模土工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 工事成績評定 I C T 活用工事を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。 「I C T 活用工事加点」として起工測量（選択）から電子納品までの全ての段階でI C T を活用した工事（出来形計測は断面計測）は1点の加点とする。出来形計測を断面計測で実施し電子納品を行った工事は更に1点の加点とする。 ※I C T 活用による加点は最大2点の加点とする。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりI C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 また、I C T 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更上するものとする。 発注者は、詳細設計において、I C T 活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p style="text-align: center;">3</p>	<p>ICT 小規模土工</p> <p>11) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工） 12) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工編）（案）（土工） 13) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ⑤3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>6 基準類 I C T 小規模土工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。 受注者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業工（床堀）にI C T 施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>6-1 総合評価方式における加点措置 本要領に基づきI C T 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 - I C T 活用工事の工程（例：「I C T 土工」、「I C T 鋼装工」、「I C T 地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、I C T 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。</p> <p>6-2 工事成績評定における指置 I C T 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。 「I C T 活用工事加点」として起工測量（選択）から電子納品までの全ての段階でI C T を活用した工事（出来形計測は断面計測）は1点の加点とする。出来形計測を断面計測で実施し電子納品を行った工事は更に1点の加点とする。 ※I C T 活用による加点は最大2点の加点とする。</p> <p>6-3 施工者希望型 一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づきI C T 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかつたと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。 一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「I C T 活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により</p> <p style="text-align: center;">3</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p> <p>(追加)</p>

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																								
<p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">調査</td><td>1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr><td></td><td>2 公共測量における UAV の使用に関する安全基準</td></tr> <tr><td style="border-top: none;"></td><td>3 UAV を用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td style="border-top: none;"></td><td>4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td style="border-top: none;"></td><td>5 電子納品基準（工事及び設計）</td></tr> <tr><td style="border-top: none;"></td><td>6 LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）</td></tr> <tr><td style="border-top: none; border-bottom: none;">施工</td><td>7 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>8 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>9 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>10 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>11 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>12 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー注入工）編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>13 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>14 TS・GNSS を用いた盛土の締め付け管理要領</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>15 土木工事数量算出要領（案）</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>16 土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定範囲表）</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none; border-top: none;">監督 検査</td><td>17 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>18 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>19 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td style="border-bottom: none;"></td><td>20 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> </table>	調査	1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領		2 公共測量における UAV の使用に関する安全基準		3 UAV を用いた公共測量マニュアル（案）		4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）		5 電子納品基準（工事及び設計）		6 LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）	施工	7 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編		8 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編		9 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編		10 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編		11 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編		12 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー注入工）編		13 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編		14 TS・GNSS を用いた盛土の締め付け管理要領		15 土木工事数量算出要領（案）		16 土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定範囲表）	監督 検査	17 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）		18 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）		19 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）		20 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	<p style="text-align: center;">ICT 小規模土工</p> <p>I C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、I C T 活用工事 積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>また、I C T 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。</p> <p>発注者は、詳細設計において、I C T 活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。I C T 活用工事積算要領とは国土交通省が定めたI C T 活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	(変更追加)
調査	1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領																																									
	2 公共測量における UAV の使用に関する安全基準																																									
	3 UAV を用いた公共測量マニュアル（案）																																									
	4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）																																									
	5 電子納品基準（工事及び設計）																																									
	6 LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）																																									
施工	7 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編																																									
	8 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編																																									
	9 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編																																									
	10 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編																																									
	11 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編																																									
	12 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー注入工）編																																									
	13 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編																																									
	14 TS・GNSS を用いた盛土の締め付け管理要領																																									
	15 土木工事数量算出要領（案）																																									
	16 土木工事共通仕様書 施工管理基準（帳票：出来形合否判定範囲表）																																									
監督 検査	17 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																									
	18 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																									
	19 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																									
	20 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																									

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日		令和5年5月1日 改定		備考																																																																																													
		ICT 小規模土工																																																																																															
		<p style="text-align: center;">別表</p> <p style="text-align: center;">《表：ICT活用工事と適用工種（その1）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>技術名</th> <th>付帯作業</th> <th>適用範囲</th> <th>測量</th> <th>監督・検査</th> <th>施工管理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; padding-left: 10px;">3次元計測技術／ 3次元測量技術 基盤工事</td> <td>地中直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）、（4）、 （5）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>地上レーザー・マイクロトポロジー施工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>TS 等光波方式を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工 河川改修工</td> </tr> <tr> <td>TS（ノングリズム方式）等の地盤改良／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>ETK-Q/GPS等を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工 河川改修工</td> </tr> <tr> <td>地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）</td> <td>測量 監督 検査 施工管理</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、（2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; padding-left: 10px;">ICT 直測法 （主）</td> <td>3次元ゲンブリヤー法測量／ 3次元GPSライダ法測量</td> <td>ICT 直測法</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、 （2）、 （3）、 （4）、 （5）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木施工技術管理導入施工方針</td> <td> ICT 直測法</td> <td>○</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>（1）、 （2）、 （3）</td> <td>上工</td> </tr> </tbody> </table>	工種	技術名	付帯作業	適用範囲	測量	監督・検査	施工管理	備考	3次元計測技術／ 3次元測量技術 基盤工事	地中直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）、（4）、 （5）	上工	地上レーザー・マイクロトポロジー施工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	TS 等光波方式を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工 河川改修工	TS（ノングリズム方式）等の地盤改良／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	ETK-Q/GPS等を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	3次元計測技術を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工 河川改修工	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工	ICT 直測法 （主）	3次元ゲンブリヤー法測量／ 3次元GPSライダ法測量	ICT 直測法	○	□	○	（1）、 （2）、 （3）、 （4）、 （5）		土木施工技術管理導入施工方針	ICT 直測法	○	□	○	（1）、 （2）、 （3）	上工	(変更)
工種	技術名	付帯作業	適用範囲	測量	監督・検査	施工管理	備考																																																																																										
3次元計測技術／ 3次元測量技術 基盤工事	地中直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）、（4）、 （5）	上工																																																																																										
	地上レーザー・マイクロトポロジー施工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
	TS 等光波方式を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工 河川改修工																																																																																										
	TS（ノングリズム方式）等の地盤改良／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
	ETK-Q/GPS等を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
	3次元計測技術を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工 河川改修工																																																																																										
	地上直測法（株式会社）を用いた監工測量／ 地盤改良技術（主）	測量 監督 検査 施工管理	○	□	○	（1）、（2）、 （3）	上工																																																																																										
ICT 直測法 （主）	3次元ゲンブリヤー法測量／ 3次元GPSライダ法測量	ICT 直測法	○	□	○	（1）、 （2）、 （3）、 （4）、 （5）																																																																																											
	土木施工技術管理導入施工方針	ICT 直測法	○	□	○	（1）、 （2）、 （3）	上工																																																																																										

※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。

※ 最新版が発行された場合は、監督機関と協議のうえ適用できるものとする。

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																																																		
	<p style="text-align: right;">ICT 小規模土工</p> <p style="text-align: center;">《表 ICT 活用工事と適用工種（その2）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">I 機関別指揮一覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">①</td><td>小規模計画請負者用ICT活用実績登録簿（※）土工編</td></tr> <tr> <td>②</td><td>地中井蓋取扱・機入栓取扱・モルタル注入用機器の取扱・機器登録（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>③</td><td>地上型一チーズキーパーを用いた地盤改良装置の運営・保守運営（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>④</td><td>輸入品定期搬送装置レーダースキーマ（※）（※）未分類装置の監督・検査実績（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>地上型表面処理装置レーダースキーマ（※）（※）未分類装置の監督・検査実績（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>RFID（※）（※）未分類（地盤内埋設物監視・検査実績（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑮</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑯</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑰</td><td>監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑱</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉔</td><td>監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉕</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉖</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉗</td><td>TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）</td></tr> <tr> <td>㉘</td><td>地上型洗浄装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉙</td><td>輸入品貯蔵容器（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉚</td><td>点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉛</td><td>RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）</td></tr> <tr> <td>㉕</td><td>施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【左側】○：適用可能 - - - 適用外</p> <p style="text-align: center;">権利要領 ICT 活用工事（小規模土工）権利要領（令和4年版）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sosigensai/sosigensai/coratplan/sosoi_coratplan_0010051.html</p>	I 機関別指揮一覧		①	小規模計画請負者用ICT活用実績登録簿（※）土工編	②	地中井蓋取扱・機入栓取扱・モルタル注入用機器の取扱・機器登録（土工編）（※）	③	地上型一チーズキーパーを用いた地盤改良装置の運営・保守運営（土工編）（※）	④	輸入品定期搬送装置レーダースキーマ（※）（※）未分類装置の監督・検査実績（土工編）（※）	⑤	地上型表面処理装置レーダースキーマ（※）（※）未分類装置の監督・検査実績（土工編）（※）	⑥	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）	⑦	RFID（※）（※）未分類（地盤内埋設物監視・検査実績（土工編）（※）	⑧	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）	⑨	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	⑩	監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	⑪	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）	⑫	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	⑬	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）	⑭	RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）	⑮	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）	⑯	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	⑰	監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	⑱	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）	⑲	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	⑳	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）	㉑	RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）	㉒	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）	㉓	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）	㉔	監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）	㉕	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）	㉖	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）	㉗	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）	㉘	地上型洗浄装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）	㉙	輸入品貯蔵容器（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）	㉚	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）	㉛	RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）	㉕	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）	(変更)
I 機関別指揮一覧																																																																				
①	小規模計画請負者用ICT活用実績登録簿（※）土工編																																																																			
②	地中井蓋取扱・機入栓取扱・モルタル注入用機器の取扱・機器登録（土工編）（※）																																																																			
③	地上型一チーズキーパーを用いた地盤改良装置の運営・保守運営（土工編）（※）																																																																			
④	輸入品定期搬送装置レーダースキーマ（※）（※）未分類装置の監督・検査実績（土工編）（※）																																																																			
⑤	地上型表面処理装置レーダースキーマ（※）（※）未分類装置の監督・検査実績（土工編）（※）																																																																			
⑥	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）																																																																			
⑦	RFID（※）（※）未分類（地盤内埋設物監視・検査実績（土工編）（※）																																																																			
⑧	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）																																																																			
⑨	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
⑩	監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
⑪	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）																																																																			
⑫	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
⑬	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）																																																																			
⑭	RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
⑮	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
⑯	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
⑰	監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
⑱	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
⑲	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
⑳	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）																																																																			
㉑	RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
㉒	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
㉓	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
㉔	監視用端子箱（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
㉕	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（※）（※）未分類）																																																																			
㉖	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査実績（※）（※）未分類）																																																																			
㉗	TDS（スマート）を利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）																																																																			
㉘	地上型洗浄装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）																																																																			
㉙	輸入品貯蔵容器（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）																																																																			
㉚	点検用計画装置（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）																																																																			
㉛	RFID（※）（※）未分類（地盤内監視・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）																																																																			
㉕	施工管理データを利用した点検用管理装置・検査装置（土工編）（※）（※）未分類）																																																																			

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 小規模土工</p> <p>（特記仕様書記載例）※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（小規模土工）について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の調査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。 この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 小規模土工」という略称を用いる。 対象は、小規模土工を含む工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 起工測量（選択） ② 3次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 <p>3. 受注者は、小規模土工において ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに受注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用施工を行うことができる。</p> <p>4. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 受注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>5. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>6. 土木工程施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>7. 受注者は、当該技術の施工にあたり活用効果等（アンケート）に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p> <p>8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（小規模土工）における適用（用語の定義）について 1. 図面</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（小規模土工）試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 小規模土工</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承認した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（小規模土工）の費用について</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者が、契約後施工計画書の提出までに、土工及び土工以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT活用工事（小規模土工）積算要領」及びICT小規模土工以外の積算要領により計上することとする。 ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。 </div>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																					
<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事(舗装工)試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事(舗装工)（以下「I C T 舗装工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 舗装工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 舗装工の施工に伴い生じた経費については、発注機関がI C T 活用工事(舗装工)積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げるI C T 技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。</p> <p>3 対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象工種 原則として路盤工面積 3,000m²以上の舗装工又は付帯道路工を含む新設舗装工事を対象とし、発注者は特記仕様書に当該工事がI C T 活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。 ②適用対象外 従来施工において、土工の千葉県土木工程施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 <p>4 定義 I C T 舗装工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階において I C T を活用する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 設計調査のため、施工前の現況地形を下記1)～5)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用とする。 	<p>I C T 舗装工</p> <p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事(舗装工)試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事(舗装工)（以下「I C T 舗装工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 舗装工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 舗装工の施工に伴い生じた経費については、発注機関がI C T 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>3 対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象工種 原則として路盤工面積 3,000m²以上の舗装工又は付帯道路工を含む新設舗装工事を対象とし、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">（表-1 I C T 活用工事の対象工種種別）</th> </tr> <tr> <th>工事区分</th> <th>工種</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・舗装</td> <td>舗装工</td> <td>・アスファルト舗装工 ・半干性舗装工</td> </tr> <tr> <td>・水門</td> <td></td> <td>・排水性舗装工 ・透水性舗装工</td> </tr> <tr> <td>・築堤・護岸</td> <td></td> <td>・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工</td> </tr> <tr> <td>・堤防護岸</td> <td>付帯道路工</td> <td>・コンクリート舗装工</td> </tr> <tr> <td>・砂防堰堤</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>発注者は特記仕様書に当該工事がI C T 活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。</p> <p>②適用対象外 従来施工において、舗装工の千葉県土木工程施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 舗装工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階において I C T 施工技術を活用する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 	（表-1 I C T 活用工事の対象工種種別）			工事区分	工種	種別	・舗装	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半干性舗装工	・水門		・排水性舗装工 ・透水性舗装工	・築堤・護岸		・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工	・堤防護岸	付帯道路工	・コンクリート舗装工	・砂防堰堤			<p>(削除)</p> <p>(変更追加)</p>
（表-1 I C T 活用工事の対象工種種別）																							
工事区分	工種	種別																					
・舗装	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半干性舗装工																					
・水門		・排水性舗装工 ・透水性舗装工																					
・築堤・護岸		・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工																					
・堤防護岸	付帯道路工	・コンクリート舗装工																					
・砂防堰堤																							

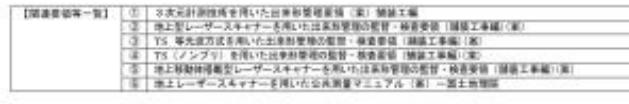
千葉県国土整備部 I C T 活用工事（舗装工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2) TS等光波方式を用いた起工測量 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成 前記①の起工測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ I C T建設機械による施工 前記②の設計データに基づき、下記1) I C T建設機械を操作に応じて選択して施工を実施する。 1) 3次元MC建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 舗装工事の施工管理において、I C Tを活用した施工管理を実施する。 <出来形管理> 下記1)～4)のいずれかの技術を用いた、出来形管理を行うものとする。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) TS等光波方式を用いた出来形管理 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 なお、表層については、面管理を実施するものとし、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもI C T活用工事とする。 ⑤ 3次元データの納品 完成後の出来形を3次元データで工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 妥領、基準類 I C T舗装工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての妥領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p>	<p style="text-align: right;">ICT 舗装工</p> <p>起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用とする。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2) TS等光波方式を用いた起工測量 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成 前記①の起工測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>③ I C T建設機械による施工 前記②の3次元設計データを用い、下記1)により施工を実施する。 但し、施工現場の環境条件により、③ I C T建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもI C T活用工事とする。 1) 3次元MC建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 舗装工事の施工管理において、I C Tを活用した施工管理を実施する。 <出来形管理> 下記1)～5)のいずれかの技術を用いた、出来形管理を行うものとする。 出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもI C T活用工事とする。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) TS等光波方式を用いた出来形管理 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 妥領、基準類 I C T舗装工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての妥領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。 受注者からの提案により、舗装工以外にI C T施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p>	<p style="text-align: right;">(変更追加)</p>

千葉県国土整備部ICT活用工事（舗装工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	ICT 舗装工	
<p>6 工事成績評定 ICT 舗装工において、④の①3次元起工測量から⑤3次元データの納品までの全ての段階でICTを活用した場合は、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」において2点加点とする。</p> <p>7 工事費の積算 発注にあたっての積算は、当初はICTによらない従来の積算基準によるものとし、ICT 舗装工について受発注者間の協議が整った場合は、ICT活用施工を実施する項目については各段階で設計変更を実施するものとする。 また、従来基準による2次元の設計ストック等により発注し、ICT 舗装工について受発注者間の協議が整った場合は、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p>	(追加)	
	<p>6 ICT活用工事実施の推進のための措置 6-1 総合評価方式における加点措置 ・本要領に基づきICT施工技術の活用を行なう場合に評価するものとする。 ・ICT活用工事の工程（例：「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、ICT施工技術を活用する場合に評価の対象とする。</p> <p>6-2 工事成績評定における措置 ICT活用施工を実施した場合、発注方式に問わらず、創意工夫における【施工】「ICT活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。 「ICT活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事は2点の加点とする。</p> <p>7 施工者希望型 一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づきICT活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減らすなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。 一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「ICT活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた價格により契約変更を行うものとする。 現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。ICT活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	(変更追加)
3	3	

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（舗装工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日		令和5年5月1日 改定		備考
		別表 《表一-2 ICT活用工事と適用工種》  【備考】 ①～⑤は「各地方整備局」及び「地方整備局」を「千葉県」に読み替える。 ⑥～⑧は「国土交通省直轄事業」を「千葉県が発注する工事」に読み替える。 ⑨～⑪は「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。	別表 ICT 舗装工  【備考】 ①～⑤は「各地方整備局」及び「地方整備局」を「千葉県」に読み替える。 ⑥～⑧は「国土交通省直轄事業」を「千葉県が発注する工事」に読み替える。 ⑨～⑪は「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。	(変更)
別表 調査 測量 設計	施工	監督 検査	積算	
1 地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）※3	4 土木工事数量算出要領（案）	11 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1, 3	15 I C T 活用工事（舗装工）積算要領（I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙一B））	
2 電子納品要領（工事及び設計）※1	5 土木工事共通仕様書施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定検査表）	12 TS 等先渡方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1, 3		
3 3次元設計データ交換標準（同運用ガイドラインを含む）※2, 3	6 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編	13 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1, 3		
	7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1, 3	14 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1, 3		
		15 I C T 活用工事（舗装工）積算要領（I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙一B））		

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 舗装工</p> <p>（特記仕様書記載例）※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（舗装工）について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の調査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。 この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 舗装工」という略称を用いる。 対象は、路盤工面積 3,000m² 以上の舗装工又は付帯道路工を含む新設舗装工事を含む工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 次元起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3 次元データの納品 <p>3. 受注者は、舗装工以外にも、ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。</p> <p>4. 原則、本工事の舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>8. 受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p> <p>9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p>	(追加)

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（舗装工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 舗装工</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第〇〇条 I C T 活用工事（舗装工）における適用（用語の定義）について 1. 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が画面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 I C T 活用工事（舗装工）の費用について 1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工に関する I C T 活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「I C T 活用工事（舗装工）積算要領」及び I C T 舗装工以外の積算要領により計上することとする。 ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。 2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p> </div>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（舗装工（修繕工））（以下「I C T 舗装工（修繕工）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 舗装工（修繕工）は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 舗装工（修繕工）の施工に伴い生じた経費については、発注機関が I C T 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記④に掲げる I C T 技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として、設計数量に関わらず、対象工種は舗装工（切削オーバーレイ工、路面切削工）とし、発注者は特記仕様書に当該工事が I C T 活用工事の対象となることを記載する。 但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。</p> <p>②適用対象外 從来施工において、土工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 舗装工（修繕工）とは、以下に掲げる①から⑤の全ての施工過程において I C T を活用する工事とする。</p> <p>① 3次元起工測量 起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、下記①～④）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、I C T 活用とする。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が賛同する発注図データを</p>	<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（舗装工（修繕工））（以下「I C T 舗装工（修繕工）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 舗装工（修繕工）は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 舗装工（修繕工）の施工に伴い生じた経費については、発注機関が I C T 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工種 原則として、設計数量に関わらず、対象工種は舗装工（切削オーバーレイ工、路面切削工）とし、発注者は特記仕様書に当該工事が I C T 活用工事の対象となることを記載する。 但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。</p> <p>②適用対象外 從来施工において、舗装工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 舗装工（修繕工）とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階において I C T 施工技術を活用する工事とする。</p> <p>① 3次元起工測量 起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、下記①～④）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、I C T 活用とする。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が賛同する発注図データを</p>	<p>I C T 舗装工（修繕工）</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p>

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する免注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。</p> <p>③ I C T 建機による施工（施工管理システム）（選択） 前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1）に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1）3次元位置を用いた施工管理システム <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択） I C T 舗装工（修繕工）の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合、下記に示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）出来形管理 路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。 1）施工履歴データを用いた出来形管理 <p>⑤ 3次元データの納品 前期①②による3次元データ等及び④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 優頒、基準額 I C T 舗装工（修繕工）の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての優頒、基準額は、国土交通省が定めた別表の基準額を準用することとする。</p> <p>6 工事成績評定 I C T 舗装工（修繕工）において、4の①3次元起工測量から⑤3次元データの納品までの全ての段階で I C T を活用した場合は、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において2点加点とする。</p> <p>7 工事費の積算 発注にあたっての積算は、当初は I C T によらない従来の積算基準によるものとし、I C T 舗装工（修繕工）について受発注者間の協議が整った場合は、I C T 活用施工を実施する項目については各段階で設計変更を実施するものとする。 また、従来基準による2次元の設計ストック等により発注し、I C T 舗装工（修繕工）について受発注者間の協議が整った場合は、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と</p>	<p style="text-align: center;">ICT 舗装工（修繕工）</p> <p>用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。</p> <p>③ I C T 建設機械による施工（施工管理システム）（選択） 前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1）に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1）3次元位置を用いた施工管理システム <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択） I C T 舗装工（修繕工）の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合、下記に示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）出来形管理 路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。 1）施工履歴データを用いた出来形管理 <p>⑤ 3次元データの納品 前期①②による3次元データ等及び④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 優頒、基準額 I C T 舗装工（修繕工）の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての優頒、基準額は、国土交通省が定めた別表の基準額を準用することとする。 受注者からの提案により、舗装工（修繕工）以外に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>6 I C T 活用工事実施の推進のための措置 6-1 総合評価方式における加点措置 ・本要領に基づき I C T 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 ・I C T 活用工事の工種（例：「I C T 土工」、「I C T 舗装工」、「I C T 地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、I C T 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。</p> <p>6-2 工事成績評定における措置 I C T 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「I C T 活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階で I C T を活用した工事は2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工者希望型 一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づき I C T 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者 	<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(変更追加)</p>

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考						
<p>認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">調査測量設計</td> <td style="width: 90%;"> 1 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）※3 2 電子納品要領（工事及び設計）※1 3 3次元設計データ交換標準（案）（同運用ガイドライン（案）を含む） ※2、3 </td> </tr> <tr> <td rowspan="10">施工</td> <td> 4 土木工事数量算出要領（案） 5 土木工事共通仕様書施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表） 6 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編 7 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1、3 8 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）※1、3 9 地上移動体レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1、3 10 施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）※1、3 </td> </tr> <tr> <td> 11 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 12 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 13 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 14 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）※1、3 </td> </tr> <tr> <td>15 I C T活用工事（舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ工））積算要領（I C Tの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙—26））</td> </tr> </table> <p>※1 「各地方整備局」及び「地方整備局」を「千葉県」に読み替える。 ※2 「国土交通省直轄事業」を「千葉県が発注する工事」に読み替える。 ※3 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。</p>	調査測量設計	1 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）※3 2 電子納品要領（工事及び設計）※1 3 3次元設計データ交換標準（案）（同運用ガイドライン（案）を含む） ※2、3	施工	4 土木工事数量算出要領（案） 5 土木工事共通仕様書施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表） 6 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編 7 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1、3 8 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）※1、3 9 地上移動体レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1、3 10 施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）※1、3	11 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 12 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 13 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 14 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）※1、3	15 I C T活用工事（舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ工））積算要領（I C Tの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙—26））	<p style="text-align: center;">ICT 舗装工（修繕工）</p> <p>の責により実施されなかつたと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。 一般競争入札（総合評価方式）で評価を行つた場合は、打合せ簿により「I C T活用工事総合評価観場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注るものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりI C T活用施工を実施する場合、I C T活用施工を実施する项目については、各段階を設計変更の対象とし、I C T活用工事積算要領に基づく積算に落札率を集合した価格により契約変更を行うものとする。 現行基準による2次元の設計ストック等により発注し、I C T活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。I C T活用工事積算要領とは国土交通省が定めたI C T活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p>
調査測量設計	1 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）※3 2 電子納品要領（工事及び設計）※1 3 3次元設計データ交換標準（案）（同運用ガイドライン（案）を含む） ※2、3							
施工	4 土木工事数量算出要領（案） 5 土木工事共通仕様書施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表） 6 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編 7 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1、3 8 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）※1、3 9 地上移動体レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）※1、3 10 施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）※1、3							
	11 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 12 TS（ノンブリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 13 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）※1、3 14 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）※1、3							
	15 I C T活用工事（舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ工））積算要領（I C Tの全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙—26））							

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																																									
	<p style="text-align: right;">ICT 舗装工（修繕工）</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <p style="text-align: center;">《表：I C T 活用工事と適用工種》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">品目</th> <th style="width: 10%;">適用工種</th> <th style="width: 10%;">適用条件</th> <th style="width: 10%;">適用範囲</th> <th style="width: 10%;">適用・検査</th> <th style="width: 10%;">施工管理</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた施工測量（舗装工事編）</td> <td>地盤</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>△, □, ●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TG（ノンプラグ式）を用いた施工測量（舗装工事編）</td> <td>地盤</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>△, ●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上測量を用いたデータを用いてオフィスでデータ処理／分析を行った後、施工測量（舗装工事編）</td> <td>地盤</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>△, ●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工測量データを用いた出来形管理技術（舗装工事編）</td> <td>地盤計画</td> <td>ICT 導入時</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>△, ●</td> <td>適用範囲</td> </tr> <tr> <td>地上写真測量を利用した出来形管理技術</td> <td>地盤計画</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>△, ●</td> <td>適用範囲</td> </tr> <tr> <td>TG端末連携方式を用いた出来形管理技術</td> <td>地盤計画</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>△, ●</td> <td>適用範囲</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【関連要項等一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>① 地上用測量機器を用いた出来形管理技術（地盤測量技術）</td> </tr> <tr> <td>② 地上用レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）</td> </tr> <tr> <td>③ TG（ノンプラグ式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）</td> </tr> <tr> <td>④ 地上移動体積積算レーザースキャナーを用いた出来形管理技術・検査要領（舗装工事編）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 施工測量データを用いた出来形管理の監督・検査要領（施工測量工編）</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地上写真測量を利用した出来形管理技術・検査要領（写真測量工編）</td> </tr> <tr> <td>⑦ TGS端末連携方式を用いた出来形管理技術・検査要領（TGS端末連携工編）</td> </tr> <tr> <td>⑧ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニアル（地盤・土地理標）</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 【凡例】○：適用可能 △：選択可能 □：適用外 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">積算要領　I C T 活用工事（舗装工（修繕工））積算要領（令和4年版） 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sigoseisaku/consitan/sosei_consitan_hk_000051.html</p>	品目	適用工種	適用条件	適用範囲	適用・検査	施工管理	備考	地上レーザースキャナーを用いた施工測量（舗装工事編）	地盤	-	-	○	△, □, ●		TG（ノンプラグ式）を用いた施工測量（舗装工事編）	地盤	-	-	○	△, ●		地上測量を用いたデータを用いてオフィスでデータ処理／分析を行った後、施工測量（舗装工事編）	地盤	-	-	○	△, ●		施工測量データを用いた出来形管理技術（舗装工事編）	地盤計画	ICT 導入時	-	△	△, ●	適用範囲	地上写真測量を利用した出来形管理技術	地盤計画	-	-	△	△, ●	適用範囲	TG端末連携方式を用いた出来形管理技術	地盤計画	-	-	△	△, ●	適用範囲	① 地上用測量機器を用いた出来形管理技術（地盤測量技術）	② 地上用レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）	③ TG（ノンプラグ式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）	④ 地上移動体積積算レーザースキャナーを用いた出来形管理技術・検査要領（舗装工事編）	⑤ 施工測量データを用いた出来形管理の監督・検査要領（施工測量工編）	⑥ 地上写真測量を利用した出来形管理技術・検査要領（写真測量工編）	⑦ TGS端末連携方式を用いた出来形管理技術・検査要領（TGS端末連携工編）	⑧ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニアル（地盤・土地理標）	(変更)
品目	適用工種	適用条件	適用範囲	適用・検査	施工管理	備考																																																					
地上レーザースキャナーを用いた施工測量（舗装工事編）	地盤	-	-	○	△, □, ●																																																						
TG（ノンプラグ式）を用いた施工測量（舗装工事編）	地盤	-	-	○	△, ●																																																						
地上測量を用いたデータを用いてオフィスでデータ処理／分析を行った後、施工測量（舗装工事編）	地盤	-	-	○	△, ●																																																						
施工測量データを用いた出来形管理技術（舗装工事編）	地盤計画	ICT 導入時	-	△	△, ●	適用範囲																																																					
地上写真測量を利用した出来形管理技術	地盤計画	-	-	△	△, ●	適用範囲																																																					
TG端末連携方式を用いた出来形管理技術	地盤計画	-	-	△	△, ●	適用範囲																																																					
① 地上用測量機器を用いた出来形管理技術（地盤測量技術）																																																											
② 地上用レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）																																																											
③ TG（ノンプラグ式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）																																																											
④ 地上移動体積積算レーザースキャナーを用いた出来形管理技術・検査要領（舗装工事編）																																																											
⑤ 施工測量データを用いた出来形管理の監督・検査要領（施工測量工編）																																																											
⑥ 地上写真測量を利用した出来形管理技術・検査要領（写真測量工編）																																																											
⑦ TGS端末連携方式を用いた出来形管理技術・検査要領（TGS端末連携工編）																																																											
⑧ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニアル（地盤・土地理標）																																																											

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: center;">ICT 舗装工（修繕工）</p> <p>(特記仕様書記載例) ※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の調査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。</p> <p>この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 舗装工（修繕工）」という略称を用いる。</p> <p>対象は、切削オーバーレイ工または路面切削工とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 次元起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工（施工管理システム）（選択） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理（選択） ⑤ 3 次元データの納品 <p>3. 受注者は、舗装工以外にも、ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。</p> <p>4. 原則、本工事の舗装工（修繕工）の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、舗装工（修繕工）以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、舗装工（修繕工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が譲達すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工事施工管理基準（実）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>8. 受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p> <p>9. 本特記仕様書に疑義を感じた場合または記載のない事項については、</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（舗装工（修繕工））試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 舗装工（修繕工）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>監督職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））における適用（用語の定義）について</p> <p>1. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））の費用について</p> <p>1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工（修繕工）に関するICT 活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事（舗装工（修繕工））積算要領」及び「ICT 舗装工（修繕工）以外の積算要領」により計上することとする。</p> <p>ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。</p> <p>2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p> </div> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（地盤改良工）（以下「I C T 地盤改良工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 地盤改良工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 地盤改良工の施工に伴い生じた経費については、発注者がI C T 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げるI C T 技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。</p> <p>3 対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象工種 原則として、設計数量に関わらず、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がI C T 活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 河川土工、海岸土工 <ul style="list-style-type: none"> ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー搅拌工） 2) 道路土工 <ul style="list-style-type: none"> ・路床安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー搅拌工） ②適用対象外 従来施工において、地盤改良工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 <p>4 定義 I C T 地盤改良工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階においてI C T 施工技術を活用する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもI C T 活用工事とする。 	<p>I C T 地盤改良工</p> <p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（地盤改良工）（以下「I C T 地盤改良工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 地盤改良工は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、I C T 地盤改良工の施工に伴い生じた経費については、発注者がI C T 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>3 対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象工種 原則として、設計数量に関わらず、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事がI C T 活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 河川土工、海岸土工 <ul style="list-style-type: none"> ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー搅拌工） 2) 道路土工 <ul style="list-style-type: none"> ・路床安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー搅拌工） ②適用対象外 従来施工において、地盤改良工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 <p>4 定義 I C T 地盤改良工とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階においてI C T 施工技術を活用する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもI C T 活用工事とする。 	

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>況（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T 活用工事とする。</p> <p>また、地盤改良の関連施工として I C T 土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSS を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>前記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>なお、I C T 地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（閣議工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことである。</p> <p>③ I C T 建設機械による施工</p> <p>前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1) 2) に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 3次元 MG 機能を持つ地盤改良機 2) 3次元 MC または 3次元 MG 建設機械 <p>*MC :「マシンコントロール」の略称、MG :「マシンガイダンス」の略称。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>前記③による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1) を用いて、出来形管理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 施工履歴データを用いた出来形管理 <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類</p> <p>I C T 地盤改良工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p>	<p style="text-align: center;">ICT 地盤改良工</p> <p>また、地盤改良の関連施工として I C T 土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSS を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>前記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>なお、I C T 地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（閣議工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことである。</p> <p>③ I C T 建設機械による施工</p> <p>前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1) 2) に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 3次元 MG 機能を持つ地盤改良機 2) 3次元 MC または 3次元 MG 建設機械 <p>*MC :「マシンコントロール」の略称、MG :「マシンガイダンス」の略称。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>前記③による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1) を用いて、出来形管理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 施工履歴データを用いた出来形管理 <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類</p> <p>I C T 地盤改良工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p style="color: red;">受注者からの提案により、地盤改良工以外に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>6 I C T 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>6-1 総合評価方式における加点措置</p>	(追加)

千葉県県土整備部 ICT 活用工事（地盤改良工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考			
<p>6 工事成績評定 ICT 地盤改良工において、④の①3次元起工測量から⑤3次元データの納品までの全ての段階で ICT を活用した場合は、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において 2 点加点とする。</p> <p>7 工事費の積算 発注にあたっての積算は、当初は ICT によらない従来の積算基準によるものとし、ICT 地盤改良工について受発注者間の協議が整った場合は、ICT 活用施工を実施する項目については各段階で設計変更を実施するものとする。 また、従来基準による 2 次元の設計ストック等により発注し、ICT 地盤改良工について受発注者間の協議が整った場合は、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">調査 測量 設計</td> <td style="width: 80%;"> 1 UAV を用いた公共測量マニュアル（案） 2 電子納品要領（工事及び設計） 3 LandXML 2 に準じた 3 次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む） 4 地上型レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案） 5 公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案） 6 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 7 土木工事数量算出要領（案） 8 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 9 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 10 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案） 11 TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 12 TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 13 RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 14 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案） </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	調査 測量 設計	1 UAV を用いた公共測量マニュアル（案） 2 電子納品要領（工事及び設計） 3 LandXML 2 に準じた 3 次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む） 4 地上型レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案） 5 公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案） 6 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 7 土木工事数量算出要領（案） 8 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 9 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 10 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案） 11 TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 12 TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 13 RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 14 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）		<p style="text-align: center;">ICT 地盤改良工</p> <p>・本要領に基づき ICT 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 ・ICT 活用工事の工種（例：「ICT 土工」、「ICT 舗装工」、「ICT 地盤改良工」など）のうち、1 工種以上で、ICT 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。</p> <p>6-2 工事成績評定における措置 ICT 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「ICT 活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事は 2 点の加点とする。</p> <p>・施工者希望型 一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づき ICT 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかつたと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は 3 点を標準とする。 一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「ICT 活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用施工を実施する場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT 活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 現行基準による 2 次元の設計ストック等により発注し、ICT 活用工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。ICT 活用工事積算要領とは国土交通省が定めた ICT 活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(変更追加)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(変更追加)</p>
調査 測量 設計	1 UAV を用いた公共測量マニュアル（案） 2 電子納品要領（工事及び設計） 3 LandXML 2 に準じた 3 次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む） 4 地上型レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案） 5 公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案） 6 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 7 土木工事数量算出要領（案） 8 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 9 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 10 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案） 11 TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 12 TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 13 RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案） 14 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）				

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日		令和5年5月1日 改定		備考																																																							
		ICT 地盤改良工																																																									
<p style="font-size: small;">監督検査</p> <p style="font-size: small;">積算</p>	15	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																									
	16	施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）																																																									
	17	施工履歴データを用いた出来形管理要領（スラリー固結工編）（案）																																																									
	18	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編																																																									
	19	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固化工（中層混合処理）編																																																									
	20	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー搅拌工）編																																																									
	21	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	22	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	23	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	24	TS（ゾンブリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	25	RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	26	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	27	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																									
	28	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）																																																									
	29	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー搅拌工）編）（案）																																																									
	30	I C T 活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領（I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙－2 2））																																																									
	31	I C T 活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領（I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙－2 3））																																																									
	32	I C T 活用工事（地盤改良工）（スラリー搅拌工）積算要領（I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（別紙－2 4））																																																									
	別表																																																										
	《表：I C T 活用工事と適用工種》																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順番</th> <th style="width: 30%;">技術名</th> <th style="width: 10%;">对象区域</th> <th style="width: 10%;">適用範囲</th> <th style="width: 10%;">監督・検査 施工員</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>空撮写真測量（無人航空機）を用いた地工測量（土工）</td> <td>測量</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>地上型レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）</td> <td>測量</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>TS(等光波)測量（土工）</td> <td>測量</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>RTK-GPS(無人航空機)測量（土工）</td> <td>測量</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>無人航空機搭載レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）</td> <td>測量</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>地上移動体搭載レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）</td> <td>測量</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>施工履歴データを用いた地盤改良工事監査</td> <td>監査実績 監査実績</td> <td style="text-align: center;">ICT 結果通知</td> <td><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>（S, G, D） （G, D）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>施工履歴データを用いた地盤改良工事監査</td> <td>監査実績 監査実績</td> <td style="text-align: center;">ICT 結果通知</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					順番	技術名	对象区域	適用範囲	監督・検査 施工員	備考	1	空撮写真測量（無人航空機）を用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	2	地上型レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	3	TS(等光波)測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	4	RTK-GPS(無人航空機)測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	5	無人航空機搭載レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	6	地上移動体搭載レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	7	施工履歴データを用いた地盤改良工事監査	監査実績 監査実績	ICT 結果通知	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）	8	施工履歴データを用いた地盤改良工事監査	監査実績 監査実績	ICT 結果通知	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	順番	技術名	对象区域	適用範囲	監督・検査 施工員	備考																																																					
	1	空撮写真測量（無人航空機）を用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
	2	地上型レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
	3	TS(等光波)測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
	4	RTK-GPS(無人航空機)測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
	5	無人航空機搭載レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
	6	地上移動体搭載レーザースキャナーを用いた地工測量（土工）	測量	-	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
	7	施工履歴データを用いた地盤改良工事監査	監査実績 監査実績	ICT 結果通知	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	（S, G, D） （G, D）																																																					
8	施工履歴データを用いた地盤改良工事監査	監査実績 監査実績	ICT 結果通知	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																																																							
【別表】○：適用可能　-：適用外																																																											
積算要領 I C T 活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領（令和4年版）																																																											
積算要領 I C T 活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領（令和4年版）																																																											
積算要領 I C T 活用工事（地盤改良工）（スラリー搅拌工）積算要領（令和4年版）																																																											
国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/asagoe/itsaku/constrplan/sousei_constrplan_0c_000051.html																																																											

(変更)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: center;">ICT 地盤改良工</p> <p>特記仕様書記載例) ※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（地盤改良工）について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。</p> <p>この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 地盤改良工」という略称を用いる。</p> <p>対象は、路床安定処理工、表層安定処理工、固結工（中層混合処理）または固結工（スラリー攪拌工）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 次元起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3 次元データの納品 <p>3. 受注者は、地盤改良工以外にも、ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。</p> <p>4. 原則、本工事の地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、地盤改良工以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、地盤改良工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が譲渡すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>8. 受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（地盤改良工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: center;">ICT 地盤改良工</p> <p>9. 本特記仕様書に設義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（地盤改良工）における通用（用語の定義）について</p> <p>1. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（地盤改良工）の費用について</p> <p>1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、地盤改良工に関するICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT活用工事（地盤改良工）積算要領」及びICT地盤改良工以外の積算要領により計上することとする。</p> <p>ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。</p> <p>2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p>	(追加)

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県国土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（法面工）（以下「I C T 法面工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 法面工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。 なお、I C T 法面工の施工に伴い生じた経費については、発注者が I C T 活用工事（法面工）積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げる I C T 技術の提案があった場合は、評議の対象外とする。</p> <p>3 対象工事 ①対象工種 原則として、設計数量に関わらず、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事が I C T 活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。 植生工：（種子散布） （張芝） （筋芝） （市松芝） （植生シート） （植生マット） （植生筋） （人工張芝） （植生穴） 植生工：（植生基材吹付） （客土吹付） 吹付工：（コンクリート吹付） （モルタル吹付） 吹付法棒工 ②適用対象外 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 法面工とは、以下に掲げる①②④⑤の段階において I C T 施工技術を活用する工事とする。ただし、法面整形工（土工量 1000m³未満）の場合は、以</p>	<p>千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県国土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（法面工）（以下「I C T 法面工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 法面工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。 なお、I C T 法面工の施工に伴い生じた経費については、発注者が I C T 活用工事（法面工）積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>3 対象工事 ①対象工種 原則として、設計数量に関わらず、対象工種は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。発注者は特記仕様書に当該工事が I C T 活用工事の対象となることを記載する。但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。 1) 法面整形工（土工量 1000m³未満） 2) 植生工：（種子散布） （張芝） （筋芝） （市松芝） （植生シート） （植生マット） （植生筋） （人工張芝） （植生穴） 植生工：（植生基材吹付） （客土吹付） 吹付工：（コンクリート吹付） （モルタル吹付） 吹付法棒工 ②適用対象外 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 I C T 法面工とは、以下に掲げる①②④⑤の段階において I C T 施工技術を活用する工事とする。ただし、法面整形工（土工量 1000m³未満）の場合は、以</p>	<p>I C T 法面工</p> <p>(追加)</p>

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>る工事とする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、法面工の間違施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</p> <p>ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>前記①で計測した測量データ等と、発注者が貲与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>法面工においては該当なし</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1)～8)の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) TS等光波方式を用いた出来形管理 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における</p>	<p style="text-align: center;">ICT 法面工</p> <p>下の①②③④⑤の全ての段階でICT施工技術を活用する工事とする。 ※土工量 1000m³以上の場合は、ICT土工として活用する。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、法面工の間違施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</p> <p>ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>前記①で計測した測量データ等と、発注者が貯与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。</p> <p>③ ICT建設機械による施工（法面整形工（土工量 1000m³未満））</p> <p>前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1)～10)の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) TS等光波方式を用いた出来形管理 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 	(追加)

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値</p> <p>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記①の計測要領による。</p> <p>① 3次元計測技術を用いた出来形計測要領</p> <p>(3) 出来形管理帳票</p> <p>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類</p> <p>I C T 法面工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計、施工、監督・検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 工事成績評定</p> <p>I C T 法面工において、④の① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、④ 3次元出来形管理等の施工管理、及び⑤ 3次元データの納品までの全ての段階で I C T を活用した場合は、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において2点加点とする。</p> <p>7 工事費の積算</p> <p>発注にあたっての積算は、当初は I C T によらない従来の積算基準によるものとし、I C T 法面工について受発注者間の協議が整った場合は、I C T 活用施工を実施する項目については各段階で設計変更を実施するものとする。</p> <p>また、従来基準による2次元の設計ストック等により発注し、I C T 法面工について受発注者間の協議が整った場合は、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月15日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">ICT 法面工</p> <p>8) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）※ 9) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工編）（素）（土工）※ 10) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ※法面整形工（土工量 1000m³ 未満）の場合 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により①～⑩の I C T を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値</p> <p>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記①の計測要領による。</p> <p>① 3次元計測技術を用いた出来形計測要領</p> <p>(3) 出来形管理帳票</p> <p>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類</p> <p>I C T 法面工の施工に伴い必要となる調査・測量・設計、施工、監督・検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>受注者からの提案により、法面工以外に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>6 I C T 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>6-1 総合評価方式における加点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領に基づき I C T 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 ・I C T 活用工事の工種（例：「I C T 土工」、「I C T 鋼筋工」、「I C T 地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、I C T 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。 <p>6-2 工事成績評定における措置</p> <p>I C T 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。 「I C T 活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階で I C T を活用した工事は2点の加点とする。</p> <p>・施工者希望型</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p>

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日		令和5年5月1日 改定	備考
		ICT 法面工	
		<p>一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づき ICT 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかつたと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。</p> <p>一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「ICT 活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>7 工事費の積算</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用施工を実施する場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT 活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>現行基準による2次元の設計ストック等により発注し、ICT 活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。ICT 活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT 活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他</p> <p>この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月15日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更追加)</p>

* 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。

* 最新版が発行された場合は、監督職員と協議のうえ適用できるものとする。

千葉県国土整備部 ICT 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考																																																		
	<p style="text-align: center;">ICT 法面工</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <p style="text-align: center;">《表 ICT 活用工事と適用工種》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>品目名</th> <th>料金単価</th> <th>適用範囲</th> <th>適用月</th> <th>監督・検査 施工基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">③ 土木工事実験、 ④ 土木工事の実験 等施工実績</td> <td>空中官能測量（輸入航空機）を用いた土工測量 （測量測定測量）（ムニ）</td> <td>実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ①, ②, ③, ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた粗工測量 （測量測定測量）（土工）</td> <td>実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ②, ③, ⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TG（ノンプリズム法）を用いた松土測量 （測量測定測量）（土工）</td> <td>実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ③, ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PTW（法面測量）を用いた松土測量 （測量測定測量）（土工）</td> <td>実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ③, ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測人形測定器型レーザースキャナーを用いた 土起工測量（測量測定測量）（土工）</td> <td>実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ③, ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動式測定型レーザースキャナーを用いた 土起工測量（測量測定測量）（土工）</td> <td>実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ③, ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TG（非光計測法）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）</td> <td>非実業 測量測定測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○ ③, ④</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【補遺要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① TG（非光計測法）を用いた山東部測量地盤（測）（土工） ② TG（非光計測法）を用いた山東部測量地盤（測）（法面工） ③ 空中写真測量（輸入航空機）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ④ 地上型レーザースキャナー（老周）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ⑤ TG（ノンプリズム）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ⑥ TG（ノンプリズム）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ⑦ RTK-GNSS を用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ⑧ 測人形測定器型レーザースキャナーを用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ⑨ 地上移動式測定型レーザースキャナーを用いた山東部測量地盤（測）（土工）（実） ⑩ 測人場引導の両側に設する安全基準（測）（土工）（実） ⑪ 法井測量におけるLWV（測）の要件に関する安全基準（測）（土工）（実） ⑫ LWF（老周）を用いた山東部測量マニュアル（測）（測）（土工）（実） ⑬ 地上レーザースキャナーを用いた山東部測量マニュアル（測）（測）（土工）（実） <p style="text-align: center;">【凡例】 ○：適用可能 —：適用外</p> <p style="text-align: center;">概算要項 ICT 活用工事（法面工）概算要項（令和4年版）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/costplan/sosel_costplan_th_000001.html</p>	工種	品目名	料金単価	適用範囲	適用月	監督・検査 施工基準	備考	③ 土木工事実験、 ④ 土木工事の実験 等施工実績	空中官能測量（輸入航空機）を用いた土工測量 （測量測定測量）（ムニ）	実業 測量測定測量	—	○	○ ①, ②, ③, ④		地上レーザースキャナーを用いた粗工測量 （測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ②, ③, ⑤		TG（ノンプリズム法）を用いた松土測量 （測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④		PTW（法面測量）を用いた松土測量 （測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④		測人形測定器型レーザースキャナーを用いた 土起工測量（測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④		地上移動式測定型レーザースキャナーを用いた 土起工測量（測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④		TG（非光計測法）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）	非実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④		
工種	品目名	料金単価	適用範囲	適用月	監督・検査 施工基準	備考																																														
③ 土木工事実験、 ④ 土木工事の実験 等施工実績	空中官能測量（輸入航空機）を用いた土工測量 （測量測定測量）（ムニ）	実業 測量測定測量	—	○	○ ①, ②, ③, ④																																															
	地上レーザースキャナーを用いた粗工測量 （測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ②, ③, ⑤																																															
	TG（ノンプリズム法）を用いた松土測量 （測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④																																															
	PTW（法面測量）を用いた松土測量 （測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④																																															
	測人形測定器型レーザースキャナーを用いた 土起工測量（測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④																																															
	地上移動式測定型レーザースキャナーを用いた 土起工測量（測量測定測量）（土工）	実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④																																															
	TG（非光計測法）を用いた山東部測量地盤（測）（土工）	非実業 測量測定測量	—	○	○ ③, ④																																															

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: center;">ICT 法面工</p> <p>特記仕様書記載例) ※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（法面工）について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の調査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。</p> <p>この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①②④⑤の段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。ただし、法面整形工（土工量 1000m³未満）の場合は、次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事（法面工）という。また「ICT 法面工」という略称を用いる。</p> <p>対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 次元起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ③ ICT 建設機械による施工（法面整形工のみ（土工量 1000m³未満）） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3 次元データの納品 <p>3. 受注者は、法面工以外にも、ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに受注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。</p> <p>4. 原則、本工事の法面工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、法面工以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、法面工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工程施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>8. 受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票について別途指示するものとする。</p> <p>9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督</p>	(追加)

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（法面工）試行要領 新旧対照表

令和3年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: center;">ICT 法面工</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（法面工）における適用（用語の定義）について</p> <p>1. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（法面工）の費用について</p> <p>1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、法面工に関するICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT活用工事（法面工）積算要領」及びICT法面工以外の積算要領により計上することとする。</p> <p>ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。</p> <p>2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p> </div>	(追加)

千葉県県土整備部ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））（以下「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 ICT構造物工（橋脚・橋台）は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、ICT構造物工（橋脚・橋台）の施工に伴い生じた経費については、発注機関がICT活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 一般競争入札（総合評価方式）の技術提案において、下記4に掲げるICT技術の提案があった場合は、評価の対象外とする。 ICT活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工程 原則として、設計数量に関わらず、対象工程は、工事工程体系ツリーにおける以下の工程とする。発注者は特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象となることを記載する。 1) 橋台工：橋台躯体工 2) R/C橋脚工：橋脚躯体工</p> <p>②適用対象外 従来施工において、千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 ICT構造物工（橋脚・橋台）とは、以下に掲げる①②④⑤の段階においてICT施工技術を活用する工事とする。</p> <p>①3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</p>	<p>ICT構造物工（橋脚・橋台）</p> <p>千葉県県土整備部ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））（以下「ICT構造物工（橋脚・橋台）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 ICT構造物工（橋脚・橋台）は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。 なお、ICT構造物工（橋脚・橋台）の施工に伴い生じた経費については、発注機関がICT活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。 ICT活用工事の対象工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、「施工者希望型」と同様の取り扱いとする。</p> <p>3 対象工事</p> <p>①対象工程 原則として、設計数量に関わらず、対象工程は、工事工程体系ツリーにおける以下の工程とする。発注者は特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象となることを記載する。 1) 橋台工：橋台躯体工 2) R/C橋脚工：橋脚躯体工</p> <p>②適用対象外 従来施工において、千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 定義 ICT構造物工（橋脚・橋台）とは、以下に掲げる①②④⑤の段階においてICT施工技術を活用する工事とする。</p> <p>①3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</p>	

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>②3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 I C T構造物工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。</p> <p>③I C T建設機械による施工 構造物工においては該当無し。</p> <p>④3次元出来形管理等の施工管理 構造物工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1)～4)の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～4)のI C Tを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>	<p>ICT構造物工（橋脚・橋台）</p> <p>5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>②3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 I C T構造物工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。</p> <p>③I C T建設機械による施工 構造物工においては該当無し。</p> <p>④3次元出来形管理等の施工管理 構造物工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1)～4)の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～4)のI C Tを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5. 基準類 I C T構造物工（橋脚・橋台）の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。 受注者からの提案により、構造物工（橋脚・橋台）以外にI C T施工技術を</p>	

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考						
<p>5 要領、基準類</p> <p>I C T 構造物工（橋脚・橋台）の施工に伴い必要となる調査・測量・設計・施工・監督・検査及び積算についての要領・基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 工事成績評定</p> <p>I C T 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「I C T 活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階でI C T を活用した工事は2点の加点とする。</p> <p>※ I C T 活用による加点は最大2点の加点とする。</p> <p>7 工事費の積算</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりI C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、別紙-35「I C T 活用工事（擁壁工）積算要領」中の「擁壁工」を「構造物（橋脚・橋台）」に読み替えて準用し積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>また、現行基準による2次元の設計スティック等によりI C T 活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr> <td>2 公共測量におけるU A Vの使用に関する安全基準</td></tr> <tr> <td>3 U A Vを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr> <td>4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr> <td>5 電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr> <td>6 LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）</td></tr> </table>	1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	2 公共測量におけるU A Vの使用に関する安全基準	3 U A Vを用いた公共測量マニュアル（案）	4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）	5 電子納品要領（工事及び設計）	6 LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）	<p>ICT 構造物工（橋脚・橋台）</p> <p>活用する場合はそれぞれの試行要領を参照すること。</p> <p>6 I C T 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>6-1 総合評価方式における加点措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領に基づきI C T 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。 ・I C T 活用工事の工種（例：「I C T 土工」、「I C T 鋼製工」、「I C T 地盤改良工」など）のうち、1工種以上で、I C T 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。 <p>6-2 工事成績評定における措置</p> <p>I C T 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「I C T 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「I C T 活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階でI C T を活用した工事は2点の加点とする。</p> <p>・施工者希望型</p> <p>一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づきI C T 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減らすなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は3点を標準とする。</p> <p>一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「I C T 活用工事総合評価実績確認項目」により履行確認を行うこととする。</p> <p>7 工事費の積算</p> <p>発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりI C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、別紙-35「I C T 活用工事（擁壁工）積算要領」中の「擁壁工」を「構造物（橋脚・橋台）」に読み替えて準用し積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>また、現行基準による2次元の設計スティック等によりI C T 活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
1 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領								
2 公共測量におけるU A Vの使用に関する安全基準								
3 U A Vを用いた公共測量マニュアル（案）								
4 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）								
5 電子納品要領（工事及び設計）								
6 LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）								

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日			令和5年5月1日 改定			備考																																																																													
			ICT 構造物工（橋脚・橋台）																																																																																
施工	7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（構造物工編）（試行案）																																																																																	
	8	土木工事数量算出要領（案）																																																																																	
	9	土木工事共通仕様書 施工管理基準（機器：出来形合否判定総括表）																																																																																	
監督 検査	10	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工編）（試行案）																																																																																	
	11	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	12	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	13	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）																																																																																	
	14	TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	15	TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	16	RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	17	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	18	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																	
	積算	19	『ICT 活用工事（擁壁工）積算要領』中の「擁壁工」を「構造物（橋脚・橋台）」に読み替えて準用する。 (令和4年4月1日以降適用) (ICT の全面的な活用に関する実施方針（別紙-3.5）)																																																																																
<p>※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。</p> <p>※ 最新版が発行された場合は、監督職員と協議のうえ適用できるものとする。</p>																																																																																			
<p>別表</p> <p>【表: ICT 活用工事と適用工種】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">編番</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">技術名</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">対象分野</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">対象地盤</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">適用範囲</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">監督・検査</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top; width: 10%;">1. 土内施工用機器／ 1.1 土内施工用機器 監査工事監査</td> <td>① 土内施工用機器（無人航空機）を用いた施工測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △, ■ △, ■</td> </tr> <tr> <td>② 地上レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △, ■</td> </tr> <tr> <td>③ TS 等光波方式を用いた施工測量／表面測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △</td> </tr> <tr> <td>④ TS（ノンプリ）を用いた施工測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △</td> </tr> <tr> <td>⑤ RTK-GNSS を用いた施工測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △</td> </tr> <tr> <td>⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △</td> </tr> <tr> <td>⑧ 土内施工用機器を用いた表面測量技術（表面工）</td> <td style="text-align: center;">表面測量 土内工事監査</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○, △</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; padding: 10px;"> <p>【関連要領等一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土内施工用機器を用いた施工測量管理要領（構造物工編）（試行案） ② 土内施工用機器を用いた表面測量技術・検査要領（構造物工編）（試行案） ③ 定準等高線測量（無人航空機）を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ④ 地上型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑤ 3次元計測技術を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（案） ⑥ TS 等光波方式用・り土内施工用機器・検査要領（土工編）（案） ⑦ TS（ノンプリ）を用いた土内施工用機器・検査要領（土工編）（案） ⑧ RTK-GNSS を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ⑫ 小糸測量における RAW の使用に関する安全基準－国土地理院 ⑬ DWG を用いた点群測量マニュアル（案）－国土地理院 ⑭ 地上レーザースキャナーを用いた点群測量マニュアル（案）－国土地理院 </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; padding: 10px;"> <p>【A,B】 ○：適用可能 / -：適用外</p> <p>積算要領：ICT 活用工事（擁壁工）積算要領（令和4年版）</p> <p>国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sosigoseisaku/comstplan/sosai_constplan_tk_000051.html</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; padding: 10px;"> <p>4</p> </td> </tr> </tbody> </table>							編番	技術名	対象分野	対象地盤	適用範囲	監督・検査	備考	1. 土内施工用機器／ 1.1 土内施工用機器 監査工事監査	① 土内施工用機器（無人航空機）を用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △, ■ △, ■	② 地上レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △, ■	③ TS 等光波方式を用いた施工測量／表面測量（土工）	実績	-	○	-	○, △	④ TS（ノンプリ）を用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △	⑤ RTK-GNSS を用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △	⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △	⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △	⑧ 土内施工用機器を用いた表面測量技術（表面工）	表面測量 土内工事監査	-	○	-	○, △	<p>【関連要領等一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土内施工用機器を用いた施工測量管理要領（構造物工編）（試行案） ② 土内施工用機器を用いた表面測量技術・検査要領（構造物工編）（試行案） ③ 定準等高線測量（無人航空機）を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ④ 地上型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑤ 3次元計測技術を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（案） ⑥ TS 等光波方式用・り土内施工用機器・検査要領（土工編）（案） ⑦ TS（ノンプリ）を用いた土内施工用機器・検査要領（土工編）（案） ⑧ RTK-GNSS を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ⑫ 小糸測量における RAW の使用に関する安全基準－国土地理院 ⑬ DWG を用いた点群測量マニュアル（案）－国土地理院 ⑭ 地上レーザースキャナーを用いた点群測量マニュアル（案）－国土地理院 							<p>【A,B】 ○：適用可能 / -：適用外</p> <p>積算要領：ICT 活用工事（擁壁工）積算要領（令和4年版）</p> <p>国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sosigoseisaku/comstplan/sosai_constplan_tk_000051.html</p>							<p>4</p>						
編番	技術名	対象分野	対象地盤	適用範囲	監督・検査	備考																																																																													
1. 土内施工用機器／ 1.1 土内施工用機器 監査工事監査	① 土内施工用機器（無人航空機）を用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △, ■ △, ■																																																																													
	② 地上レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △, ■																																																																													
	③ TS 等光波方式を用いた施工測量／表面測量（土工）	実績	-	○	-	○, △																																																																													
	④ TS（ノンプリ）を用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △																																																																													
	⑤ RTK-GNSS を用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △																																																																													
	⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △																																																																													
	⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた施工測量（土工）	実績	-	○	-	○, △																																																																													
	⑧ 土内施工用機器を用いた表面測量技術（表面工）	表面測量 土内工事監査	-	○	-	○, △																																																																													
<p>【関連要領等一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土内施工用機器を用いた施工測量管理要領（構造物工編）（試行案） ② 土内施工用機器を用いた表面測量技術・検査要領（構造物工編）（試行案） ③ 定準等高線測量（無人航空機）を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ④ 地上型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑤ 3次元計測技術を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（案） ⑥ TS 等光波方式用・り土内施工用機器・検査要領（土工編）（案） ⑦ TS（ノンプリ）を用いた土内施工用機器・検査要領（土工編）（案） ⑧ RTK-GNSS を用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた土内施工用機器の監督・検査要領（土工編）（案） ⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ⑫ 小糸測量における RAW の使用に関する安全基準－国土地理院 ⑬ DWG を用いた点群測量マニュアル（案）－国土地理院 ⑭ 地上レーザースキャナーを用いた点群測量マニュアル（案）－国土地理院 																																																																																			
<p>【A,B】 ○：適用可能 / -：適用外</p> <p>積算要領：ICT 活用工事（擁壁工）積算要領（令和4年版）</p> <p>国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sosigoseisaku/comstplan/sosai_constplan_tk_000051.html</p>																																																																																			
<p>4</p>																																																																																			

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: right;">ICT 構造物工（橋脚・橋台）</p> <p>特記仕様書記載例）※工事内容により記載する内容を選択する。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））について</p> <p>1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。</p> <p>この工事の施工にあたっての一般的な事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」によるものとする。</p> <p>2. 次の①②④⑤の設置で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 構造物工（橋脚・橋台）」という略称を用いる。</p> <p>対象は、構造物工（橋脚・橋台）等を含む一般土木工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3 次元起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ③ 該当なし ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3 次元データの納品 <p>3. 受注者は、構造物工（橋脚・橋台）以外にも、ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。</p> <p>4. 原則、本工事の構造物工（橋脚・橋台）の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、構造物工（橋脚・橋台）以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、構造物工（橋脚・橋台）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5. 上記 2. ①～⑤の施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が譲渡すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。</p> <p>6. 上記 2. ①～⑤で使用する ICT 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。</p> <p>7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。</p> <p>8. 受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領 新旧対照表

令和4年10月1日	令和5年5月1日 改定	備考
	<p style="text-align: center;">ICT 構造物工（橋脚・橋台）</p> <p>9. 本特記仕様書に誤義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））における適用（用語の定義）について</p> <p>1. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>第〇〇条 ICT 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の費用について</p> <p>1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、構造物工（橋脚・橋台）に関する ICT 活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ICT 活用工事（擁壁工）積算要領」中の「擁壁工」を「構造物（橋脚・橋台）」に読み替えて準用し計上することとする。また、ICT 構造物工（橋脚・橋台）以外の積算要領により計上することとする。</p> <p>ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。</p> <p>2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（付帯構造物設置工）（以下「I C T 付帯構造物設置工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 付帯構造物設置工は、I C T 活用工事（土工）（ただし、簡易型 I C T 活用工事を除く。）及び I C T 活用工事（舗装工）の関連施工工種として実施することとし、発注方式は I C T 活用工事（土工）試行要領、及び I C T 活用工事（舗装工）試行要領による。I C T 付帯構造物設置工単独での発注は行わない。 I C T 付帯構造物設置工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。</p> <p>3 対象工事 ①対象工程 対象工事は I C T 活用工事（土工）（ただし、簡易型 I C T 活用工事を除く。）及び I C T 活用工事（舗装工）とし、対象工程は工事工程体系ツリーにおける以下の工種とする。 コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック） 緑化ブロック工 石積（張）工 側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） 管渠工 暗渠工 緑石工（緑石・アスカーブ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸付属物工 ②適用対象外 従来施工において、千葉県土木工程施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 I C T 活用工事 I C T 付帯構造物設置工とは、以下に掲げる①②④の段階において I C T</p>	<p>I C T 付帯構造物設置工</p> <p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（付帯構造物設置工）（以下「I C T 付帯構造物設置工」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 付帯構造物設置工は、I C T 活用工事（土工）及び I C T 活用工事（舗装工）の関連施工工種として実施することとする。I C T 付帯構造物設置工単独での発注は行わない。 I C T 付帯構造物設置工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。</p> <p>3 対象工事 ①対象工程 対象工事は I C T 活用工事（土工）及び I C T 活用工事（舗装工）とし、対象工程は工事工程体系ツリーにおける以下の工種とする。 コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック） 緑化ブロック工 石積（張）工 側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） 管渠工 暗渠工 緑石工（緑石・アスカーブ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸付属物工 ②適用対象外 従来施工において、千葉県土木工程施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 I C T 活用工事 I C T 付帯構造物設置工とは、以下に掲げる①②④の段階において I C T</p>	

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>②適用対象外 従来施工において、千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p> <p>4 ICT活用工事 ICT付帯構造物設置工とは、以下に掲げる①②④⑤の段階においてICT施工技術を活用する工事とする。</p> <p>① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～B)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 ただし、ICT活用工事（土工）等の起工測量データ等を活用することができる。 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 3次元設計データ作成はICT活用工事（土工）等と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。</p> <p>③ ICT建設機械による施工 付帯構造物設置工においては該当無し</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1)～3)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。 1) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行っても良い。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。</p>	<p style="text-align: right;">ICT付帯構造物設置工</p> <p>施工技術を活用する工事とする。</p> <p>① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～B)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 ただし、ICT活用工事（土工）等の起工測量データ等を活用することができる。 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 3次元設計データ作成はICT活用工事（土工）等と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。</p> <p>③ ICT建設機械による施工 付帯構造物設置工においては該当無し</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。 1) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行っても良い。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。</p>	(追加)

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類 ICT付帯構造物設置工の施工に伴い必要となる調査、測量、設計、施工、監督、検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 工事成績評定及び工事費の積算 ICT活用工事（土工）及びICT活用工事（舗装工）における関連施工工種とするため、ICT活用工事（土工）試行要領、及びICT活用工事（舗装工）試行要領による。</p> <p>7 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月15日から施行する。</p>	<p style="text-align: right;">ICT付帯構造物設置工</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品 前記④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類 ICT付帯構造物設置工の施工に伴い必要となる調査、測量、設計、施工、監督、検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 ICT活用工事実施の推進のための措置 6-1 総合評価方式における加点措置 ・ICT付帯構造物設置工はICT土工及びICT舗装工における関連施工工種とするため、ICT活用工事試行要領による。</p> <p>6-2 工事成績評定における指標 ・ICT付帯構造物設置工はICT土工及びICT舗装工における関連施工工種とするため、ICT活用工事試行要領による。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 現行基準による2次元の設計ストック等により発注し、ICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量費用及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。ICT活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月15日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	(追加)

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日		令和5年5月1日 改定		備考																																																																																																																																												
別表 調査測量設計 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>UAVを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>2</td><td>電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr><td>3</td><td>LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）</td></tr> <tr><td>4</td><td>地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>5</td><td>公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）</td></tr> <tr><td>6</td><td>無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>7</td><td>土木工事数量算出要領（案）</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）</td></tr> <tr><td>9</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>10</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>11</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>12</td><td>TS（ノンリリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>13</td><td>RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>14</td><td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>15</td><td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>16</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）</td></tr> <tr><td>17</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工事編）（案）</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>18</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>19</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>20</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>21</td><td>TS（ノンリリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>22</td><td>RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>23</td><td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>24</td><td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>25</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理の監督検査・要領（舗装工事編）（案）</td></tr> <tr><td>26</td><td>TS等光波方式を用いた出来形管理の監督検査・要領（護岸工事編）（案）</td></tr> <tr><td>積算</td><td>ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領（令和2年4月1日以降適用）</td></tr> </table>	1	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）	2	電子納品要領（工事及び設計）	3	LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）	4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）	5	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）	6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	7	土木工事数量算出要領（案）	8	土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）	9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	11	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	12	TS（ノンリリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	13	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	14	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	15	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	16	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	17	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工事編）（案）	18	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	19	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	20	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	21	TS（ノンリリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	22	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	23	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	24	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	25	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督検査・要領（舗装工事編）（案）	26	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督検査・要領（護岸工事編）（案）	積算	ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領（令和2年4月1日以降適用）	別表 <p style="text-align: center;">《表 ICT活用工事と適用工種》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">品目</th> <th style="text-align: left;">適用工種</th> <th style="text-align: left;">分野基準</th> <th style="text-align: left;">適用範囲</th> <th style="text-align: left;">直轄</th> <th style="text-align: left;">監査</th> <th style="text-align: left;">監査実施基準</th> <th style="text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空撮測量（無人航空機）を用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS（ノンリリ）を用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた工事測量（舗装）（適用工事編）</td> <td>品質評定</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td>付帯構造物設置工</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた工事測量（舗装）（適用工事編）</td> <td>品質評定</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> </tr> <tr> <td>土工測量（適用工事編）</td> <td>品質評定</td> <td>—</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>直・監</td> <td>直・監</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	適用工種	分野基準	適用範囲	直轄	監査	監査実施基準	備考	空撮測量（無人航空機）を用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		地上レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		TS等光波方式を用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		TS（ノンリリ）を用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		RTK-GNSSを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監		TS等光波方式を用いた工事測量（舗装）（適用工事編）	品質評定	—	□	□	直・監	直・監	付帯構造物設置工	TS等光波方式を用いた工事測量（舗装）（適用工事編）	品質評定	—	□	□	直・監	直・監	直・監	土工測量（適用工事編）	品質評定	—	□	□	直・監	直・監		<p style="text-align: center;">ICT付帯構造物設置工</p> <p style="text-align: right;">(変更)</p> <p style="text-align: center;">【認定要領第一類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（土工編） ② 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） ③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） ④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） ⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） ⑥ TS（ノンリリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） ⑦ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） ⑧ 土工測量（適用工事編） ⑨ 土工測量（適用工事編） ⑩ 土工測量（適用工事編） <p style="text-align: center;">【凡例】○：適用可能 —：適用外</p> <p style="text-align: center;">積算要領 ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領（令和4年版）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosel_constplan_tk_000105L.html</p>
	1	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）																																																																																																																																														
	2	電子納品要領（工事及び設計）																																																																																																																																														
	3	LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案） （同運用ガイドライン（案）を含む）																																																																																																																																														
	4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）																																																																																																																																														
	5	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）																																																																																																																																														
6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領																																																																																																																																															
7	土木工事数量算出要領（案）																																																																																																																																															
8	土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）																																																																																																																																															
9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
11	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
12	TS（ノンリリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
13	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
14	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
15	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
16	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）																																																																																																																																															
17	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工事編）（案）																																																																																																																																															
18	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
19	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
20	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
21	TS（ノンリリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
22	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
23	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
24	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）																																																																																																																																															
25	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督検査・要領（舗装工事編）（案）																																																																																																																																															
26	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督検査・要領（護岸工事編）（案）																																																																																																																																															
積算	ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領（令和2年4月1日以降適用）																																																																																																																																															
品目	適用工種	分野基準	適用範囲	直轄	監査	監査実施基準	備考																																																																																																																																									
空撮測量（無人航空機）を用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
地上レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
TS等光波方式を用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
TS（ノンリリ）を用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
RTK-GNSSを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた工事測量（土工）	測量	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
TS等光波方式を用いた工事測量（舗装）（適用工事編）	品質評定	—	□	□	直・監	直・監	付帯構造物設置工																																																																																																																																									
TS等光波方式を用いた工事測量（舗装）（適用工事編）	品質評定	—	□	□	直・監	直・監	直・監																																																																																																																																									
土工測量（適用工事編）	品質評定	—	□	□	直・監	直・監																																																																																																																																										
4	4																																																																																																																																															

※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。

※ 最新版が発行された場合は、監督職員と協議のうえ適用できるものとする。

千葉県県土整備部 I C T 活用工事（作業土工（床掘））試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（作業土工（床掘））試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（作業土工（床掘））（以下「I C T 作業土工（床掘）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 作業土工（床掘）は I C T 活用工事（土工）（ただし、簡易型 I C T 活用工事を除く。）の関連施工工程として実施することとし、発注方式は I C T 活用工事（土工）試行要領による。I C T 作業土工（床掘）単独での発注は行わない。 I C T 作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。</p> <p>3 対象工事 対象工事は I C T 活用工事（土工）（ただし、簡易型 I C T 活用工事を除く。）とする。</p> <p>4 I C T 活用工事 I C T 作業土工（床掘）とは、以下に掲げる①②③⑤の段階において I C T 施工技術を活用する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 ただし、I C T 活用工事（土工）の起工測量データ等を活用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) R T K-G N S S を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1)～2)に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 <p>1) 3次元M C または3次元M G 建設機械</p> <p>2) 3次元出来形管理等の施工管理 作業土工（床掘）においては該当なし</p>	<p>千葉県県土整備部 I C T 活用工事（作業土工（床掘））試行要領</p> <p>1 目的 この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、I C T 活用工事（作業土工（床掘））（以下「I C T 作業土工（床掘）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。</p> <p>2 実施方針 I C T 作業土工（床掘）は I C T 活用工事（土工）の関連施工工程として実施することとする。I C T 作業土工（床掘）単独での発注は行わない。 I C T 作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に発注者と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。</p> <p>3 対象工事 対象工事は I C T 活用工事（土工）とする。</p> <p>4 I C T 活用工事 I C T 作業土工（床掘）とは、以下に掲げる①②③⑤の段階において I C T 施工技術を活用する工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。 ただし、I C T 活用工事（土工）の起工測量データ等を活用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5) R T K-G N S S を用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、作業土工（床掘）を行うための3次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 前記②で作成した3次元設計データを用い、下記1)～2)に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 <p>1) 3次元M C または3次元M G 建設機械</p> <p>2) 3次元出来形管理等の施工管理 作業土工（床掘）においては該当なし</p>	

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（作業土工（床掘））試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日	令和5年5月1日 改定	備考
<p>機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>① 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ ② 3次元MCまたは3次元MGバックホウ</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 作業土工（床掘）においては該当無し</p> <p>⑤ 3次元データの納品 作業土工（床掘）においては該当無し 前記②による3次元設計データを電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類 ICT作業土工（床掘）の施工に伴い必要となる調査、測量、設計、施工、監督、検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 工事成績評定及び工事費の積算 ICT活用工事（土工）における関連施工工種とするため、ICT活用工事（土工）試行要領による。</p> <p>7 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月15日から施行する。</p>	<p style="text-align: right;">ICT 作業土工（床掘）</p> <p>⑤ 3次元データの納品 作業土工（床掘）においては該当無し 前記②による3次元設計データを電子納品する。</p> <p>5 要領、基準類 ICT作業土工（床掘）の施工に伴い必要となる調査、測量、設計、施工、監督、検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた別表の基準類を準用することとする。</p> <p>6 ICT活用工事実施の推進のための措置 6-1 総合評価方式における加点措置 ・ICT作業土工（床堀）はICT土工における関連施工工種とするため、ICT活用工事試行要領による。</p> <p>6-2 工事成績評定における措置 ・ICT作業土工（床堀）はICT土工における関連施工工種とするため、ICT活用工事試行要領による。</p> <p>7 工事費の積算 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 現行基準による2次元の設計ストック等により発注し、ICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費については設計変更するものとする。ICT活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT活用工事積算要領を指す。</p> <p>8 その他 この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月15日から施行する。 この要領は、令和5年5月1日から施行する。</p>	(追加)

千葉県国土整備部 I C T 活用工事（作業土工（床掘））試行要領 新旧対照表

令和2年10月15日		令和5年5月1日 改定		備考																																																																																															
		別表 ICT 作業土工 (末葉) ICT 活用工事と適用工種		(変更)																																																																																															
<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">調査測量設計</td> <td style="width: 90%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>U A V を用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>2</td><td>電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr><td>3</td><td>LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)</td></tr> <tr><td>4</td><td>地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>5</td><td>公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）</td></tr> <tr><td>6</td><td>無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr><td>7</td><td>土木工事数量算出要領（案）</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）</td></tr> <tr><td>9</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>10</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>11</td><td>TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>12</td><td>TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>13</td><td>RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>14</td><td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>15</td><td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>積算</td><td>16 ICT 活用工事（作業土工（床掘））積算要領（令和2年4月1日以降適用）</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 30%; padding: 10px;"> <p>※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。 ※ 最新版が発行された場合は、監督機関と協議のうえ適用できるものとする。</p> </td> <td colspan="2" style="width: 40%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>別表 ICT 活用工事と適用工種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目録</th> <th rowspan="2">仕様名</th> <th rowspan="2">材料名</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・監査</th> <th rowspan="2">届出</th> <th rowspan="2">届出</th> </tr> <tr> <th>内規</th> <th>外規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">土木施設工事基準／ 3次元測量技術規格 地盤工事基準</td> <td>水平位置測量（地上測量）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①, ②, ③</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた表面測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>④, ⑤</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS（有効波方程式）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑥</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS（ノンリズム方式）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑦</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>射干尺（各種尺を用いた大起伏測量）</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑧</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑨, ⑩, ⑪</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ICT 施設整備 による施工</td> <td>3次元測量システム（ノルム計算） 3次元測量技術規格</td> <td>一級</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表要領等一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設工事基準を用いた大起伏測量要領（案）土工編 ② 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ③ 公共測量に用ひる UAV の使用に関する安全基準－地上地盤版 ④ UAV を用ひる公共測量マニュアル（案）－測量地理版 ⑤ 地上レーザースキャナーを用ひる公共測量マニュアル（案）－測量地理版 <p>【凡例】 ○：適用可能 -：適用外</p> </td> </tr> </table>	調査測量設計	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>U A V を用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>2</td><td>電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr><td>3</td><td>LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)</td></tr> <tr><td>4</td><td>地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>5</td><td>公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）</td></tr> <tr><td>6</td><td>無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr><td>7</td><td>土木工事数量算出要領（案）</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）</td></tr> <tr><td>9</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>10</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>11</td><td>TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>12</td><td>TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>13</td><td>RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>14</td><td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>15</td><td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>積算</td><td>16 ICT 活用工事（作業土工（床掘））積算要領（令和2年4月1日以降適用）</td></tr> </table>	1	U A V を用いた公共測量マニュアル（案）	2	電子納品要領（工事及び設計）	3	LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)	4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）	5	公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）	6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	7	土木工事数量算出要領（案）	8	土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）	9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	11	TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	12	TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	13	RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	14	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	15	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	積算	16 ICT 活用工事（作業土工（床掘））積算要領（令和2年4月1日以降適用）	<p>※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。 ※ 最新版が発行された場合は、監督機関と協議のうえ適用できるものとする。</p>	<p>別表 ICT 活用工事と適用工種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目録</th> <th rowspan="2">仕様名</th> <th rowspan="2">材料名</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・監査</th> <th rowspan="2">届出</th> <th rowspan="2">届出</th> </tr> <tr> <th>内規</th> <th>外規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">土木施設工事基準／ 3次元測量技術規格 地盤工事基準</td> <td>水平位置測量（地上測量）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①, ②, ③</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた表面測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>④, ⑤</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS（有効波方程式）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑥</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS（ノンリズム方式）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑦</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>射干尺（各種尺を用いた大起伏測量）</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑧</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑨, ⑩, ⑪</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ICT 施設整備 による施工</td> <td>3次元測量システム（ノルム計算） 3次元測量技術規格</td> <td>一級</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表要領等一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設工事基準を用いた大起伏測量要領（案）土工編 ② 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ③ 公共測量に用ひる UAV の使用に関する安全基準－地上地盤版 ④ UAV を用ひる公共測量マニュアル（案）－測量地理版 ⑤ 地上レーザースキャナーを用ひる公共測量マニュアル（案）－測量地理版 <p>【凡例】 ○：適用可能 -：適用外</p>		目録	仕様名	材料名	建設機械	適用		監督・監査	届出	届出	内規	外規	土木施設工事基準／ 3次元測量技術規格 地盤工事基準	水平位置測量（地上測量）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	①, ②, ③	土工	地上レーザースキャナーを用いた表面測量	一級	-	○	○	④, ⑤	土工	TS（有効波方程式）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑥	土工	TS（ノンリズム方式）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑦	土工	射干尺（各種尺を用いた大起伏測量）	一級	-	○	○	⑧	土工	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑨, ⑩, ⑪	土工	ICT 施設整備 による施工	3次元測量システム（ノルム計算） 3次元測量技術規格	一級	ICT 建設機械	○	○	-	
調査測量設計	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>U A V を用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>2</td><td>電子納品要領（工事及び設計）</td></tr> <tr><td>3</td><td>LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)</td></tr> <tr><td>4</td><td>地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）</td></tr> <tr><td>5</td><td>公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）</td></tr> <tr><td>6</td><td>無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</td></tr> <tr><td>7</td><td>土木工事数量算出要領（案）</td></tr> <tr><td>8</td><td>土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）</td></tr> <tr><td>9</td><td>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>10</td><td>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>11</td><td>TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>12</td><td>TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>13</td><td>RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>14</td><td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>15</td><td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）</td></tr> <tr><td>積算</td><td>16 ICT 活用工事（作業土工（床掘））積算要領（令和2年4月1日以降適用）</td></tr> </table>	1	U A V を用いた公共測量マニュアル（案）	2	電子納品要領（工事及び設計）	3	LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)	4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）	5	公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）	6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領	7	土木工事数量算出要領（案）	8	土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）	9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	11	TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	12	TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	13	RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	14	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	15	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	積算	16 ICT 活用工事（作業土工（床掘））積算要領（令和2年4月1日以降適用）																																																																		
1	U A V を用いた公共測量マニュアル（案）																																																																																																		
2	電子納品要領（工事及び設計）																																																																																																		
3	LandXML 2に準じた3次元設計データ交換標準（案） (同運用ガイドライン（案）を含む)																																																																																																		
4	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）																																																																																																		
5	公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）																																																																																																		
6	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領																																																																																																		
7	土木工事数量算出要領（案）																																																																																																		
8	土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）																																																																																																		
9	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
10	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
11	TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
12	TS（ノンリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
13	RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
14	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
15	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）																																																																																																		
積算	16 ICT 活用工事（作業土工（床掘））積算要領（令和2年4月1日以降適用）																																																																																																		
<p>※ 「国土交通省」及び「国土交通省各地方整備局」を「千葉県」に読み替える。 ※ 最新版が発行された場合は、監督機関と協議のうえ適用できるものとする。</p>	<p>別表 ICT 活用工事と適用工種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目録</th> <th rowspan="2">仕様名</th> <th rowspan="2">材料名</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・監査</th> <th rowspan="2">届出</th> <th rowspan="2">届出</th> </tr> <tr> <th>内規</th> <th>外規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">土木施設工事基準／ 3次元測量技術規格 地盤工事基準</td> <td>水平位置測量（地上測量）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>①, ②, ③</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた表面測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>④, ⑤</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS（有効波方程式）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑥</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS（ノンリズム方式）を用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑦</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>射干尺（各種尺を用いた大起伏測量）</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑧</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた大起伏測量</td> <td>一級</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>⑨, ⑩, ⑪</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ICT 施設整備 による施工</td> <td>3次元測量システム（ノルム計算） 3次元測量技術規格</td> <td>一級</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表要領等一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設工事基準を用いた大起伏測量要領（案）土工編 ② 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ③ 公共測量に用ひる UAV の使用に関する安全基準－地上地盤版 ④ UAV を用ひる公共測量マニュアル（案）－測量地理版 ⑤ 地上レーザースキャナーを用ひる公共測量マニュアル（案）－測量地理版 <p>【凡例】 ○：適用可能 -：適用外</p>		目録	仕様名	材料名	建設機械	適用		監督・監査	届出	届出	内規	外規	土木施設工事基準／ 3次元測量技術規格 地盤工事基準	水平位置測量（地上測量）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	①, ②, ③	土工	地上レーザースキャナーを用いた表面測量	一級	-	○	○	④, ⑤	土工	TS（有効波方程式）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑥	土工	TS（ノンリズム方式）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑦	土工	射干尺（各種尺を用いた大起伏測量）	一級	-	○	○	⑧	土工	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑨, ⑩, ⑪	土工	ICT 施設整備 による施工	3次元測量システム（ノルム計算） 3次元測量技術規格	一級	ICT 建設機械	○	○	-																																				
目録	仕様名	材料名					建設機械	適用				監督・監査	届出		届出																																																																																				
			内規	外規																																																																																															
土木施設工事基準／ 3次元測量技術規格 地盤工事基準	水平位置測量（地上測量）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	①, ②, ③	土工																																																																																												
	地上レーザースキャナーを用いた表面測量	一級	-	○	○	④, ⑤	土工																																																																																												
	TS（有効波方程式）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑥	土工																																																																																												
	TS（ノンリズム方式）を用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑦	土工																																																																																												
	射干尺（各種尺を用いた大起伏測量）	一級	-	○	○	⑧	土工																																																																																												
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた大起伏測量	一級	-	○	○	⑨, ⑩, ⑪	土工																																																																																												
ICT 施設整備 による施工	3次元測量システム（ノルム計算） 3次元測量技術規格	一級	ICT 建設機械	○	○	-																																																																																													